

財政のあらまし

平成 18 年度決算

平成 19 年 11 月

狛江市

目 次

1	市の会計	1
2	決算の概要	2
3	歳入	4
	歳入の状況	4
	市税の状況	6
	三位一体の改革による影響	8
	普通交付税の状況	9
4	歳出	11
	目的別歳出	11
	性質別歳出	13
5	基金の状況	17
6	市債の状況	18
7	市財政の状況	20
	「実質的な収支」の状況	20
	経常収支比率	21
	財政力指数	23
	実質公債費比率	24
8	財務諸表	25
	バランスシート	25
	行政コスト計算書	27
	事業別コスト計算書	28
	キャッシュ・フロー計算書	30
	連結バランスシート	32

9 特別会計	・ ・ ・ ・ ・	3 4
国民健康保険特別会計	・ ・ ・ ・ ・	3 5
老人保健医療特別会計	・ ・ ・ ・ ・	3 7
介護保険特別会計	・ ・ ・ ・ ・	3 8
公共下水道特別会計	・ ・ ・ ・ ・	3 9
駐車場事業特別会計	・ ・ ・ ・ ・	3 9
受託水道事業特別会計	・ ・ ・ ・ ・	4 0
参考資料	・ ・ ・ ・ ・	4 1
財政用語解説	・ ・ ・ ・ ・	4 9

(注)・市民1人当たりの数値等は、平成18年度末住民基本台帳人口76,169人で計算しています。

・表やグラフの数値と構成比は、合計に合わせるため調整していることがあります。

1 市の会計

市の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の2つに分かれています。

「一般会計」は、市の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

「特別会計」は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。市では、「国民健康保険特別会計」「老人保健医療特別会計」「介護保険特別会計」「公共下水道特別会計」「駐車場事業特別会計」「受託水道事業特別会計」の6つの特別会計を設置しています。

■平成18年度会計別歳入歳出決算状況

(単位:千円)

会計区分		歳入総額	歳出総額	差引額
一般会計		22,393,906	21,797,131	596,775
特別会計	国民健康保険特別会計	7,033,427	7,355,528	△ 322,101
	老人保健医療特別会計	5,194,685	5,244,431	△ 49,746
	介護保険特別会計	3,431,242	3,291,495	139,747
	公共下水道特別会計	1,787,830	1,715,910	71,920
	駐車場事業特別会計	63,948	63,948	0
	受託水道事業特別会計	503,335	503,335	0
合計		40,408,373	39,971,778	436,595

2 決算の概要

「一般会計」を全国的な統計や自治体間の比較を行えるように一定の基準で組み直したものを「普通会計」といいます。平成18年度の普通会計決算額は、一般会計決算額から589万9千円を純計控除した額になります。

平成18年度の普通会計の決算は、歳入総額が223億8,800万7千円(前年度比9億9,196万7千円、4.6%増)、歳出総額が217億9,123万2千円(前年度比9億2,267万9千円、4.4%増)となり、歳入歳出ともに決算規模は前年度を上回りました。

歳入歳出差引額及び実質収支は5億9,677万5千円の黒字になり、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は6,928万8千円の黒字になりました。

また、単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金の積立額と繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金の取崩額を差し引いた実質単年度収支は2億9,621万円の黒字になりました。

■平成18年度普通会計決算の状況

(単位:千円、%)

区 分	18年度	17年度	増減額	増減率
歳入総額 a	22,388,007	21,396,040	991,967	4.6
歳出総額 b	21,791,232	20,868,553	922,679	4.4
歳入歳出差引額 c (a-b)	596,775	527,487	69,288	13.1
繰越財源 d				
実質収支 e (c-d)	596,775	527,487	69,288	13.1
単年度収支 f	69,288	△117,889	187,177	-
積立金 g	243,922	113,676	130,246	114.6
繰上償還額 h	3,000		3,000	皆増
積立金取崩額 i	20,000	86,734	△66,734	△76.9
実質単年度収支 j (f+g+h-i)	296,210	△90,947	387,157	-

※「積立金」「積立金取崩額」は、財政調整基金の積立額、取崩額を計上しています。

市民1人当たりの決算状況

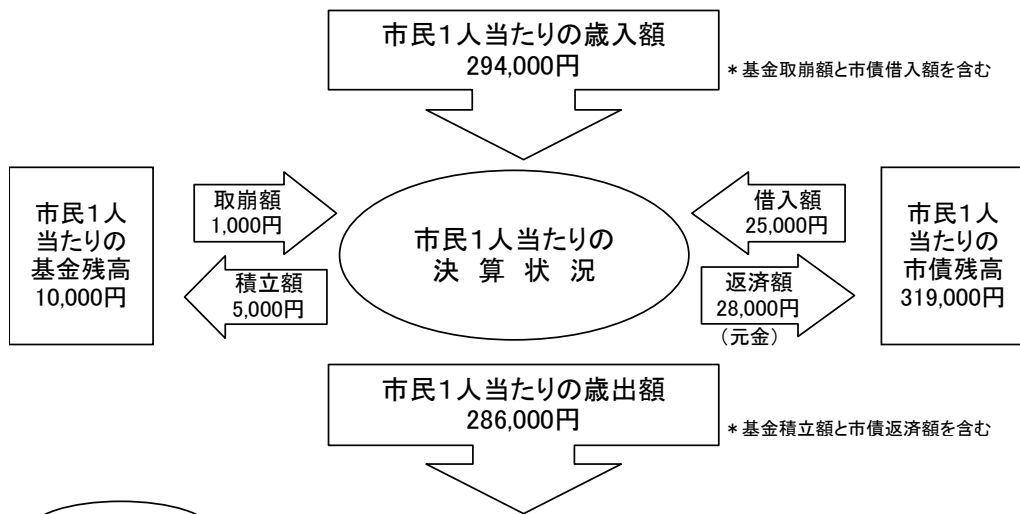
市の決算状況を市民1人当たりで計算すると、歳入は29万4千円、歳出は28万6千円となり、残った8千円は次年度に繰越します。家庭での貯金に当たる基金は1万円しか残っておらず、借金に当たる市債は31万9千円も残っています。

平成19年3月末現在
住民基本台帳

人口	76,169 人
男	37,713 人
女	38,456 人
世帯数	37,419 世帯

歳入内訳

市税	150,000円	地方交付税	14,000円
都支出金	29,000円	使用料 手数料	9,000円
国庫支出金	28,000円	繰越金	7,000円
各種交付金等	28,000円	繰入金	1,000円
市債	25,000円	その他	3,000円



3 歳入

歳入の状況

平成18年度の歳入総額は、223億8,800万7千円（前年度比9億9,196万7千円、4.6%増）となり、5年ぶりに増加しました。

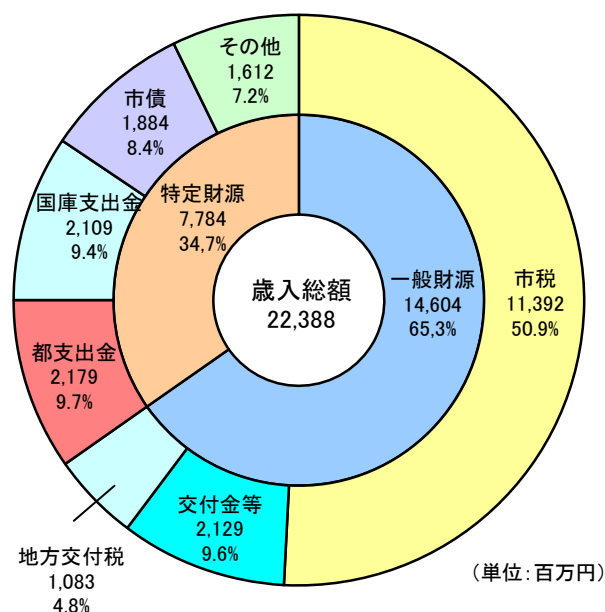
（単位：千円、%）

区 分	平成18年度		平成17年度		対前年度比較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
歳 入 総 額	22,388,007	100.0	21,396,040	100.0	991,967	4.6
一 般 財 源	14,604,043	65.3	13,771,908	64.3	832,135	6.0
市 税	11,391,579	50.9	10,748,675	50.2	642,904	6.0
地 方 譲 与 税	571,884	2.6	415,582	1.9	156,302	37.6
利 子 割 交 付 金	114,129	0.5	105,823	0.5	8,306	7.8
配 当 割 交 付 金	67,637	0.3	49,977	0.2	17,660	35.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,325	0.3	73,066	0.3	△12,741	△17.4
地 方 消 費 税 交 付 金	739,956	3.3	708,543	3.3	31,413	4.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	172,545	0.8	166,881	0.8	5,664	3.4
地 方 特 例 交 付 金	390,215	1.7	511,096	2.4	△120,881	△23.7
地 方 交 付 税	1,083,070	4.8	980,456	4.6	102,614	10.5
普 通 交 付 税	856,037	3.8	740,335	3.5	115,702	15.6
特 別 交 付 税	227,033	1.0	240,121	1.1	△13,088	△5.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,703	0.1	11,809	0.1	894	7.6
特 定 財 源	7,783,964	34.7	7,624,132	35.7	159,832	2.1
分 担 金 及 び 負 担 金	90,454	0.4	111,190	0.5	△20,736	△18.6
使 用 料	275,858	1.2	274,733	1.3	1,125	0.4
手 数 料	392,174	1.8	339,584	1.6	52,590	15.5
国 庫 支 出 金	2,108,641	9.4	1,991,430	9.3	117,211	5.9
都 支 出 金	2,179,358	9.7	2,099,426	9.8	79,932	3.8
財 産 収 入	26,064	0.1	23,027	0.1	3,037	13.2
寄 附 金	17,218	0.1	35,648	0.2	△18,430	△51.7
繰 入 金	117,334	0.5	171,950	0.8	△54,616	△31.8
繰 越 金	527,487	2.4	667,164	3.1	△139,677	△20.9
諸 収 入	165,276	0.7	287,780	1.4	△122,504	△42.6
市 債	1,884,100	8.4	1,622,200	7.6	261,900	16.1
（うち減税補てん債）	（138,800）	（0.6）	（186,900）	（0.9）	（△48,100）	（△25.7）
（うち臨時財政対策債）	（820,000）	（3.7）	（875,500）	（4.1）	（△55,500）	（△6.3）

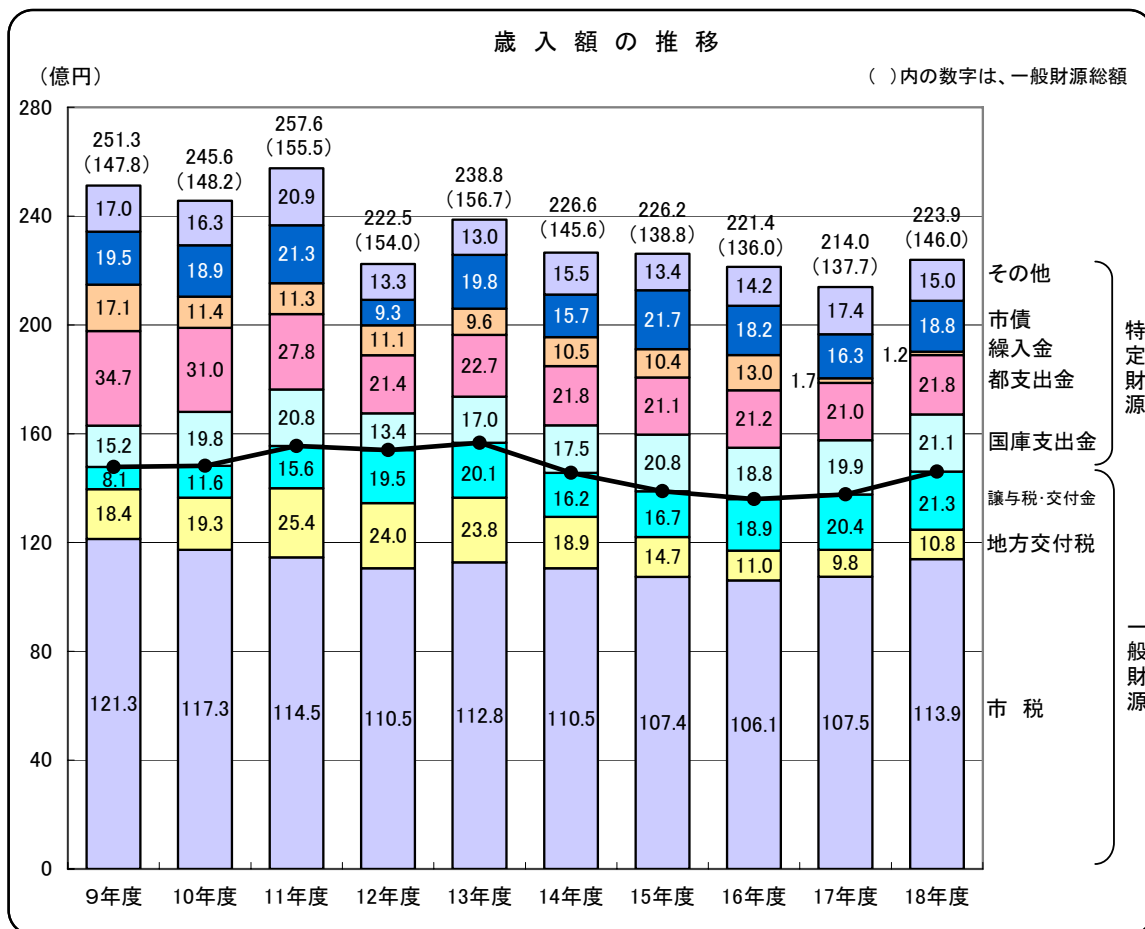
歳入は、用途が特定されないもの（一般財源）と特定の目的にしか使えないもの（特定財源）に分けられます。

一般財源は8億3,213万5千円（6.0%）増加しましたが、市税・地方譲与税・地方交付税などの増によるものです。また、特定財源は1億5,983万2千円（2.1%）増加しましたが、建設事業費に伴う国庫支出金・都支出金・市債の増によるものです。

平成18年度歳入額の内訳



歳入科目でみると、市の歳入の約5割を占める市税は6億4,290万4千円(6.0%)の増加となりました。地方譲与税は1億5,630万2千円(37.6%)増加しましたが、これは所得税から住民税への税源移譲が実施されるまでの暫定措置である所得譲与税が1億5,894万8千円(59.7%)の増となったことによるものです。普通交付税は、国勢調査人口増加により基準財政需要額が増えたことで、1億1,570万2千円(15.6%)増加しました。国庫支出金は1億1,721万1千円(5.9%)増加しましたが、これは緑野小学校新築工事など建設事業費の増加に伴うものです。市債は、減税補てん債や臨時財政対策債が減少している一方、建設事業債が増えたため2億6,190万円(16.1%)増加しました。地方特例交付金については、児童手当の拡充に伴う児童手当特例交付金が新たに創設されましたが、減税補てん特例交付金が制度改正により減となったため、1億2,088万1千円(23.7%)減少しました。その他は繰越金と諸収入が大きく減少しました。



市税の状況

市税は113億9,157万9千円(前年度比6億4,290万4千円、6.0%増)となり、2年連続の増加となりました。

市税の構成比をみると、個人市民税が51.8%、固定資産税が32.8%を占めています。住宅地の多い狛江市は、法人市民税の割合が近隣市や類似団体に比べて少なく、4.1%となっています。

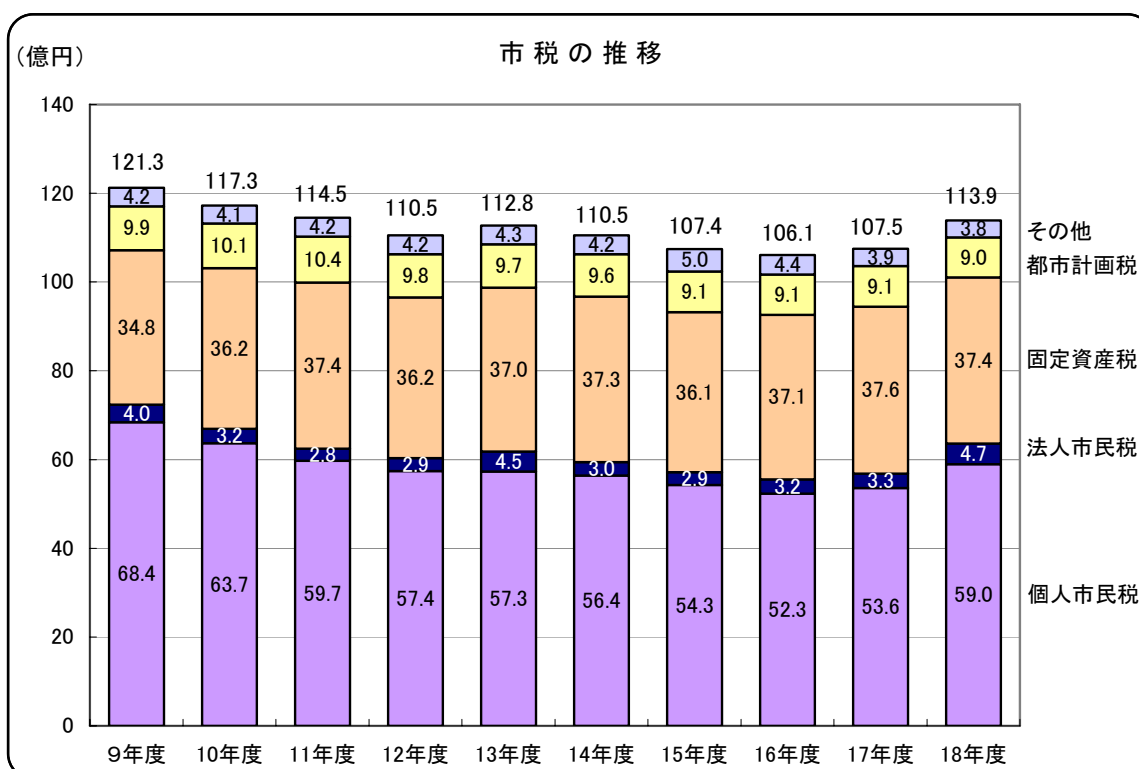
個人市民税は、定率減税の1/2廃止などにより5億3,842万4千円(10.0%)増加し、法人市民税が一部の法人の多額納税により1億4,125万4千円(43.5%)増加しました。

市税の推移をみると、個人市民税の伸びが市税全体を押し上げていることがわかります。

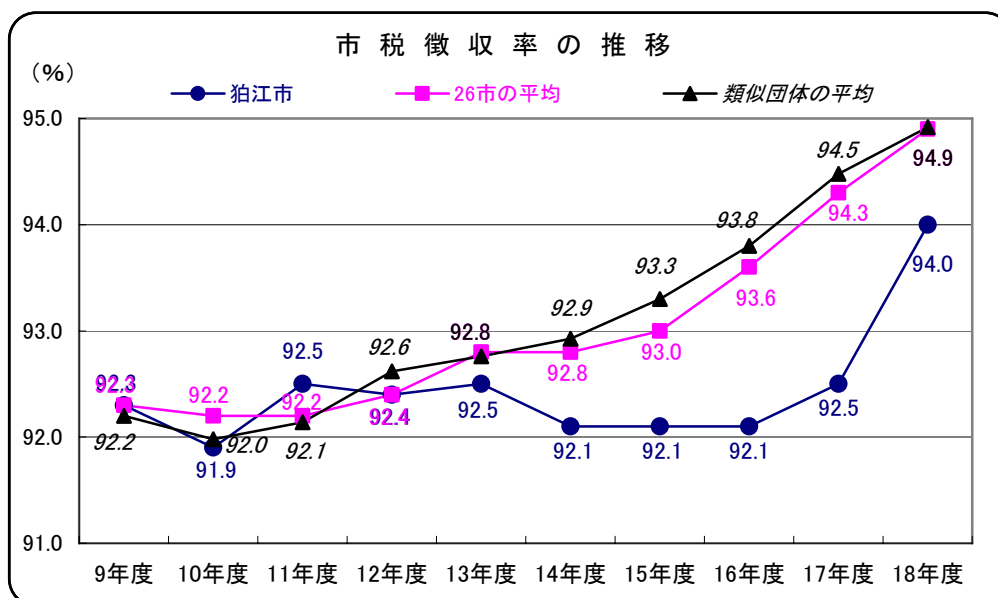
■平成18年度市税の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成18年度			平成17年度			対前年度比較	
	決算額	構成比	徴収率	決算額	構成比	徴収率	増減額	増減率
市 税 総 額	11,391,579	100.0	94.0	10,748,675	100.0	92.5	642,904	6.0
個人市民税	5,897,073	51.8	92.6	5,358,649	49.9	90.9	538,424	10.0
法人市民税	465,619	4.1		324,365	3.0		141,254	43.5
固定資産税	3,741,830	32.8	95.7	3,763,280	35.0	94.1	△21,450	△0.6
軽自動車税	29,410	0.3	82.6	27,607	0.3	80.9	1,803	6.5
市たばこ税	354,453	3.1	100.0	360,431	3.3	100.0	△5,978	△1.7
都市計画税	903,194	7.9	95.4	914,343	8.5	93.6	△11,149	△1.2



市税の徴収率は、徴収強化に努めた結果、現年課税分が 0.5% 増の 98.6%、滞納繰越分が 8.6% 増の 24.3% となり、合計では昨年度と比べ 1.5% 増加し、94.0% となりました。



～ 類似団体とは～

人口と産業構造による市町村の類型が総務省により示されています。26市のうち狛江市の類似団体は、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市の5市です。

三位一体の改革による影響

三位一体の改革とは、平成15年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に位置づけられた「地方にできることは地方に」という考えのもと、

国庫補助負担金改革(4兆円を上回る国庫補助負担金の改革)、税源移譲(3兆円規模の所得税から住民税への税源移譲(19年度から)。18年度までは所得譲与税による措置)、地方交付税改革(5.1兆円の地方交付税(臨時財政対策債を含む)の抑制)を実行し、国と地方のあり方を見直すというものです。

地方交付税を除く三位一体の改革による市への影響額ですが、平成18年度は国庫補助負担金の廃止等で3億1,227万2千円減額しましたが、所得譲与税が4億2,519万4千円交付され、全体で1億1,292万2千円のプラスとなりました。

■三位一体の改革による影響額

(単位:千円)

区 分		16年度		17年度		18年度	
		国	都	国	都	国	都
厚生労働省	児童保護費等負担金 (公立保育所運営費)	△ 101,389	△ 50,695	△ 101,389	△ 50,695	△ 101,389	△ 50,695
	児童手当事務取扱手数料	△ 9,171		△ 9,171		△ 9,171	
	児童扶養手当事務取扱手数料交付金	△ 781		△ 781		△ 781	
	介護保険事務費交付金	△ 17,278		△ 17,278		△ 17,278	
	国民健康保険療養給付費負担金	△ 619		△ 619		△ 619	
	特別養護老人ホーム等保護費負担金			△ 5,796		△ 5,796	
	母子保健衛生費負担金(1歳6ヶ月健康 診査、3歳児健康診査負担金)			△ 636		△ 636	
	在宅福祉事業費補助金 (介護予防・地域支え合い事業補助金)				△ 2,692		△ 2,692
	在宅福祉事業費補助金 (緊急通報システム事業補助金)				△ 503		△ 503
	児童手当負担金					△ 88,139	50,257
	児童扶養手当給付費負担金					△ 58,769	
	次世代育成支援対策ソフト交付金					△ 4,336	
国土交通省	公営住宅家賃対策補助金					△ 13,676	
農林水産省	農業委員会交付金					△ 366	
文部科学省	要保護及準要保護児童生徒援助費 補助金			△ 7,683		△ 7,683	
小 計		△ 129,238	△ 50,695	△ 143,353	△ 53,890	△ 308,639	△ 3,633
国庫補助負担金等の削減総額 a		△ 179,933		△ 197,243		△ 312,272	
税源移譲(所得譲与税) b		126,723		266,246		425,194	
三位一体の改革による影響額 a+b		△ 53,210		69,003		112,922	

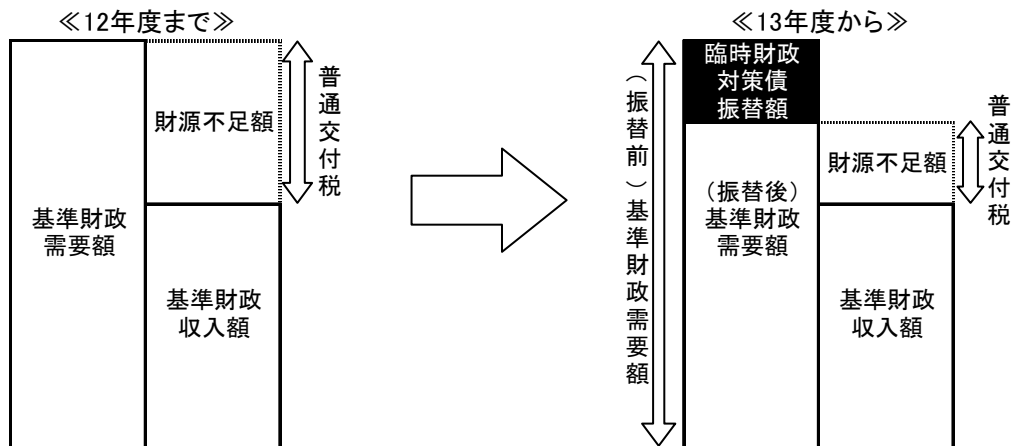
※地方交付税改革による影響額を除く。

普通交付税の状況

地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を自治体に配分するものです。普通交付税と特別交付税の2つに分けられ、交付税総額の94%が普通交付税に、6%が特別交付税として交付されます。普通交付税は、財源不足団体に対し交付され、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます。

普通交付税は、一定の基準によって算定された「基準財政需要額(合理的かつ妥当な水準における行政需要に係る経費)」が「基準財政収入額(標準的に徴収が見込まれる税収入)」を超える自治体に対して、財源不足額として交付されます。しかし、制度改正により平成13~21年度までの時限措置として「基準財政需要額」から「臨時財政対策債発行可能額」が差し引かれるようになり、「基準財政需要額」が実際よりも圧縮され、普通交付税額が減少しました。このため、この不足分を臨時財政対策債という形で借入れなければならない状況となりました。

■臨時財政対策債への振替えイメージ



~ 臨時財政対策債とは ~

国の財政対策において、財源不足対策として市債の発行が認められています。景気の低迷と減税政策により、地方交付税の原資である国税5税だけでは自治体に配分する交付税総額を賄うことは困難になり、平成10~12年度まではこの財源不足分を補てんするために国が不足分を借入れ、それを国と地方が折半して償還することとしていました。しかし、13年度からは国の借入金残高が急増している状況を踏まえ、財源不足の半分を各自治体が「臨時財政対策債」を直接借入れることで補てんするようになりました。

平成 18 年度の普通交付税は、8 億 5,603 万 7 千円(前年度比 1 億 1,570 万 2 千円、15.6%増)でした。

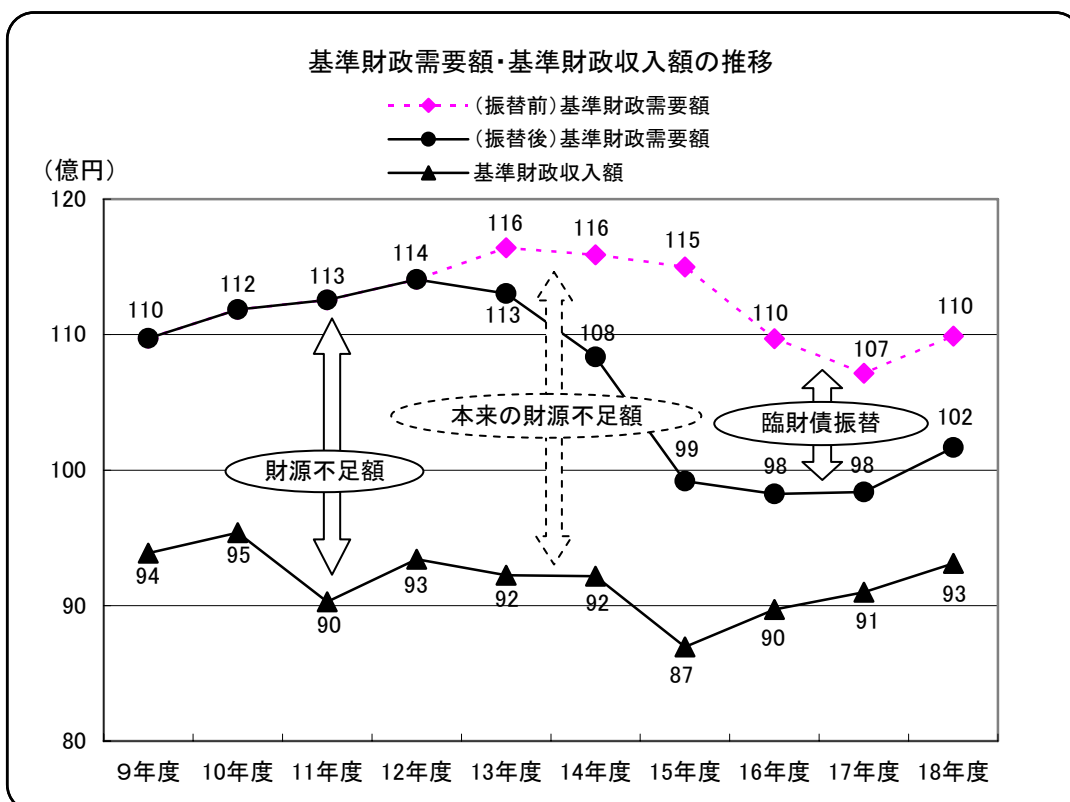
三位一体の改革により一般財源化等の措置が講じられた国庫補助負担金の基準財政需要額への算入や国勢調査人口の増加により、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額は 2 億 7,555 万円増加しました。基準財政収入額は、暫定的な税源移譲措置である所得譲与税の 100% 算入などにより 2 億 1,238 万 9 千円増加しています。

■普通交付税交付額の推移

(単位:千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
(振替前)基準財政需要額 (A)	10,972,422	11,184,383	11,255,543	11,406,044	11,641,091	11,587,948	11,500,137	10,970,163	10,714,137	10,989,687
臨時財政対策債振替額 (B)					△337,331	△752,920	△1,582,540	△1,145,011	△875,558	△823,017
(振替後)基準財政需要額 (A)+(B)=(C)	10,972,422	11,184,383	11,255,543	11,406,044	11,303,760	10,835,028	9,917,597	9,825,152	9,838,579	10,166,670
基準財政収入額 (D)	9,387,783	9,537,634	9,026,991	9,341,356	9,224,834	9,215,763	8,694,035	8,971,611	9,098,244	9,310,633
財源不足額 (C)-(D)=(E)	1,584,639	1,646,749	2,228,552	2,064,688	2,078,926	1,619,265	1,223,562	853,541	740,335	856,037
普通交付税交付額	1,574,785	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	740,335	856,037

※ 錯誤措置額を含む。



4 歳出

平成18年度の歳出総額は、217億9,123万2千円（前年度比9億2,267万9千円、4.4%増）となり、5年ぶりに増加しました。

目的別歳出

目的別で見ると、教育費、総務費、土木費、公債費の増加が大きくなっています。

主な増加の要因については、教育費は狛江第二小・第七小学校の統廃合により開校した緑野小学校の新築工事などの統廃合関係費（12億49万7千円）、総務費は財政調整基金及び減債基金への積立金（3億4,393万3千円）、土木費は市道32号線歩道整備事業（2億8,113万5千円）によるものです。

公債費は、市債償還のうち元金分の償還額（1億8,008万4千円の増）が大きく伸びています。

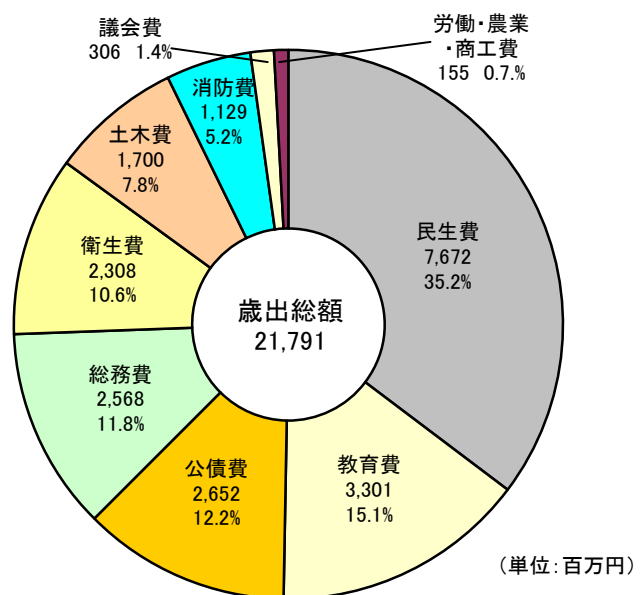
歳出の構成比は、民生費が35.2%を占め、教育費、公債費、総務費と続きます。

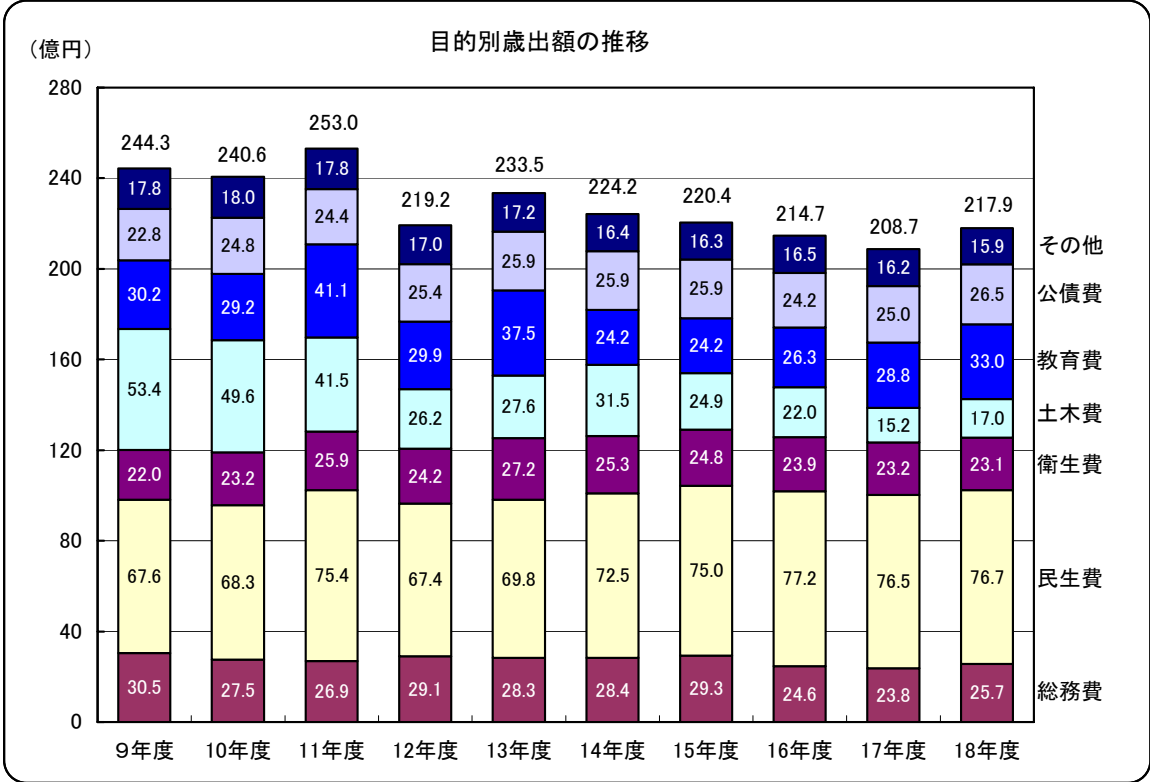
■平成18年度目的別歳出額の状況

（単位：千円、%）

区分	平成18年度		平成17年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	21,791,232	100.0	20,868,553	100.0	922,679	4.4
議会費	305,596	1.4	311,020	1.5	△5,424	△1.7
総務費	2,568,421	11.8	2,375,131	11.4	193,290	8.1
民生費	7,671,646	35.2	7,652,839	36.7	18,807	0.2
衛生費	2,308,137	10.6	2,316,802	11.1	△8,665	△0.4
労働費	58,170	0.3	64,795	0.3	△6,625	△10.2
農業費	22,269	0.1	31,700	0.1	△9,431	△29.8
商工費	74,260	0.3	67,374	0.3	6,886	10.2
土木費	1,700,577	7.8	1,515,734	7.3	184,843	12.2
消防費	1,128,828	5.2	1,147,139	5.5	△18,311	△1.6
教育費	3,301,117	15.1	2,884,614	13.8	416,503	14.4
公債費	2,652,211	12.2	2,501,405	12.0	150,806	6.0

平成18年度目的別歳出額の内訳





区 分	目 的	平成18年度の主な歳出
議 会 費	議会運営に関する経費	議会関係費
総 務 費	総務管理、税務、戸籍、選挙、統計などに関する経費	庁舎維持管理費、職員管理費、文書管理関係費
民 生 費	社会福祉や高齢者福祉、児童福祉などに関する経費	高齢者給食サービス、乳幼児医療費助成
衛 生 費	保健衛生や清掃に関する経費	健康診査、定期予防接種、ゴミ減量対策費
労 働 費	勤労者に関する経費	勤労者互助会関係費
農 業 費	農業振興に関する経費	農業振興関係費、市民農園関係費
商 工 費	商工業や消費者行政に関する経費	商工振興補助、消費経済対策費
土 木 費	道路や公園などの整備や維持管理に関する経費	交通安全対策費、都市公園維持管理費
消 防 費	消防や防災に関する経費	常備消防費、災害対策関係費
教 育 費	学校教育や文化・スポーツ振興などの社会教育に関する経費	統廃合関係費、体育施設維持管理費
公 債 費	借り入れた市債の返済に関する経費	長期債元金・利子、一時借入金利子

性質別歳出

性質別を大きく分けると義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つに区分されます。義務的経費は支出が義務付けられ、簡単には削減できない硬直性の強い経費です。

■平成18年度性質別歳出額の状況

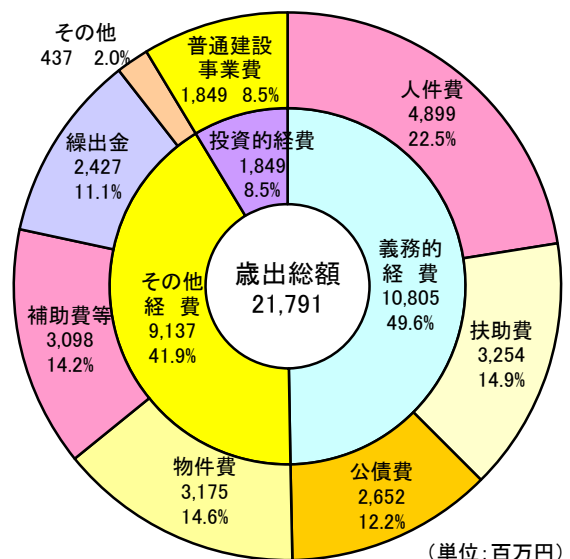
(単位:千円、%)

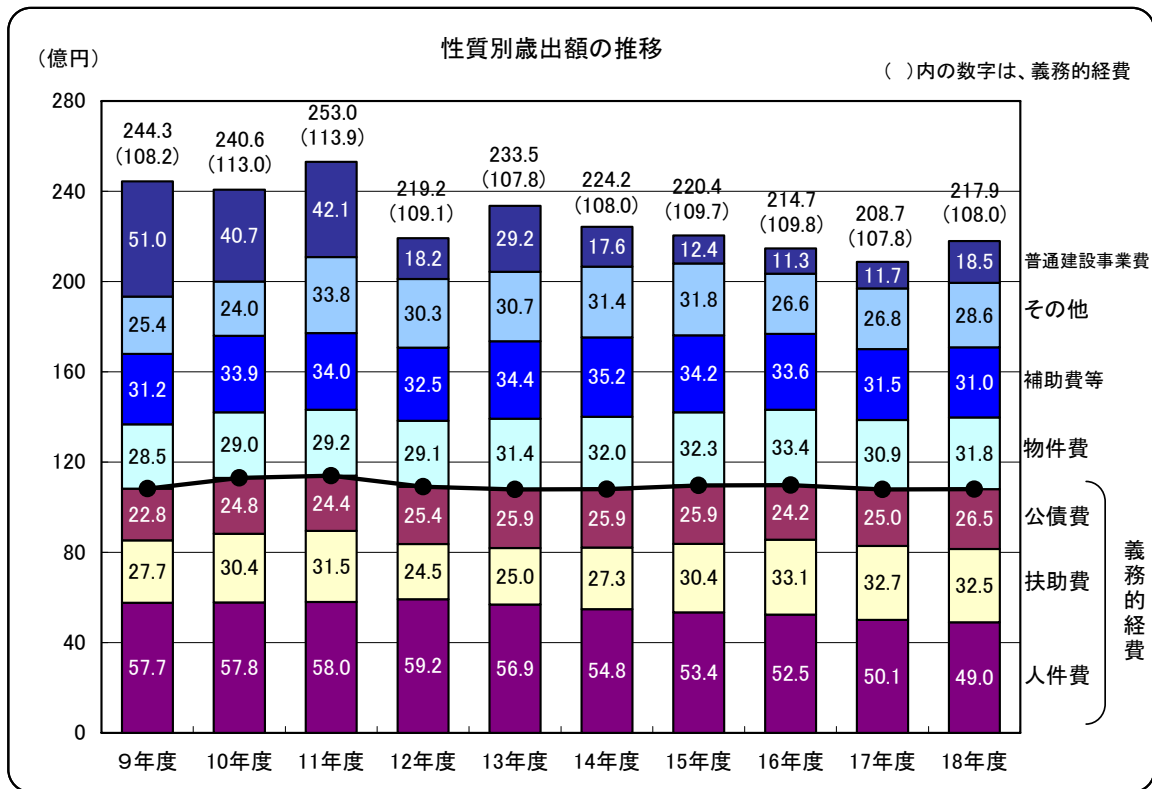
区 分	平成18年度		平成17年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	21,791,232	100.0	20,868,553	100.0	922,679	4.4
義務的経費	10,804,953	49.6	10,781,666	51.7	23,287	0.2
人件費	4,899,300	22.5	5,012,005	24.0	△112,705	△2.2
うち職員給	3,378,185	15.5	3,542,255	17.0	△164,070	△4.6
扶助費	3,253,442	14.9	3,268,256	15.7	△14,814	△0.5
公債費	2,652,211	12.2	2,501,405	12.0	150,806	6.0
その他経費	9,137,578	41.9	8,912,055	42.7	225,523	2.5
物件費	3,175,352	14.6	3,085,822	14.8	89,530	2.9
維持補修費	75,194	0.3	84,052	0.4	△8,858	△10.5
補助費等	3,097,926	14.2	3,145,518	15.1	△47,592	△1.5
積立金	361,035	1.7	146,627	0.7	214,408	146.2
投資・出資金・貸付金	450	0.0	340	0.0	110	32.4
繰出金	2,427,621	11.1	2,449,696	11.7	△22,075	△0.9
投資的経費	1,848,701	8.5	1,174,832	5.6	673,869	57.4
普通建設事業費	1,848,701	8.5	1,174,832	5.6	673,869	57.4
補助事業費	733,034	3.4	539,578	2.6	193,456	35.9
単独事業費	1,115,667	5.1	635,254	3.0	480,413	75.6
その他事業費	0	0.0	0	0.0	0	-

人件費は定年退職者不補充や職員手当の見直しなどにより1億1,270万5千円(2.2%)減少し、6年連続での減少となりました。公債費は1億5,080万6千円(6.0%)増加しました。義務的経費全体では若干増加しましたが、昨年度と比較するとほぼ横ばいであり、歳出全体に占める構成比は約5割となっています。

その他の主な増要因としては、積立金が財政調整基金積立金(2億4,392万2千円)、減債基金積立金(1億1万1千円)により増加し、普通建設事業費が緑野小学校新築工事などにより増加しました。

平成18年度性質別歳出額の内訳

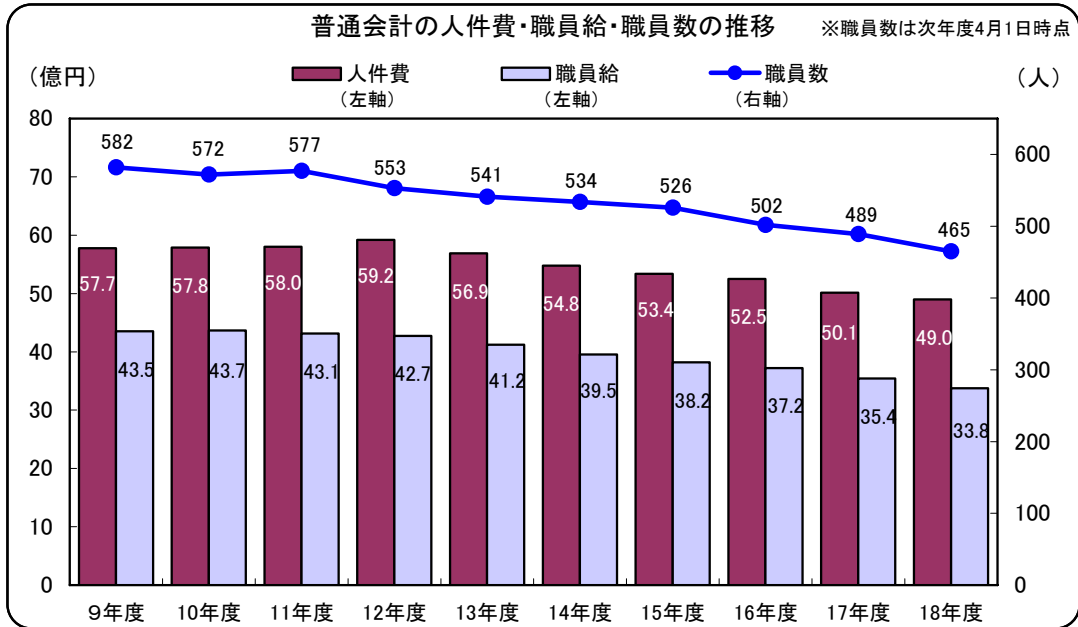




区 分		性 質
義務的経費	人 件 費	職員給与や議員報酬など人に関する経費
	扶 助 費	高齢者、児童、障がい者などを支援する経費
	公 債 費	借り入れた市債の返済に関する経費
その他の経費	物 件 費	賃金、役務費、委託料など消費的な経費
	維 持 補 修 費	市が管理する公共施設などの修繕・維持に関する経費
	補 助 費 等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金
	積 立 金	特定の目的のために設けられた基金に積み立てる経費
	繰 出 金	特別会計へ繰り出す経費
投 資 的 経 費 (普通建設事業費)		公共施設の建設など社会資本整備に関する経費

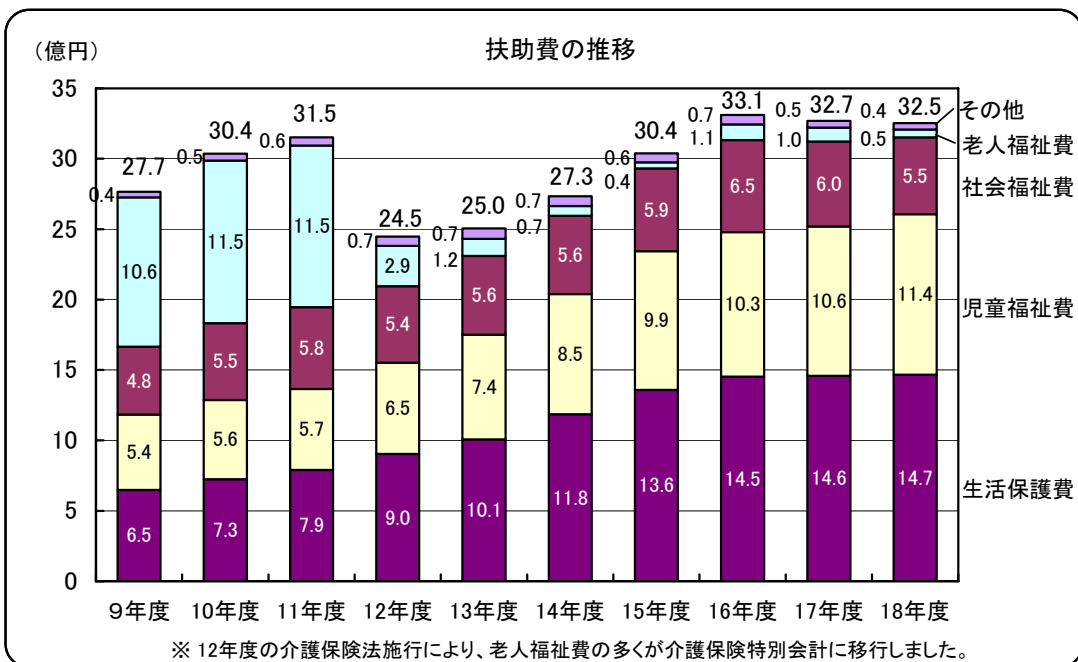
・ 人件費

普通会計の職員数は、この10年で117人（20.1%）減少しました。人件費・職員給も減少を続けています。



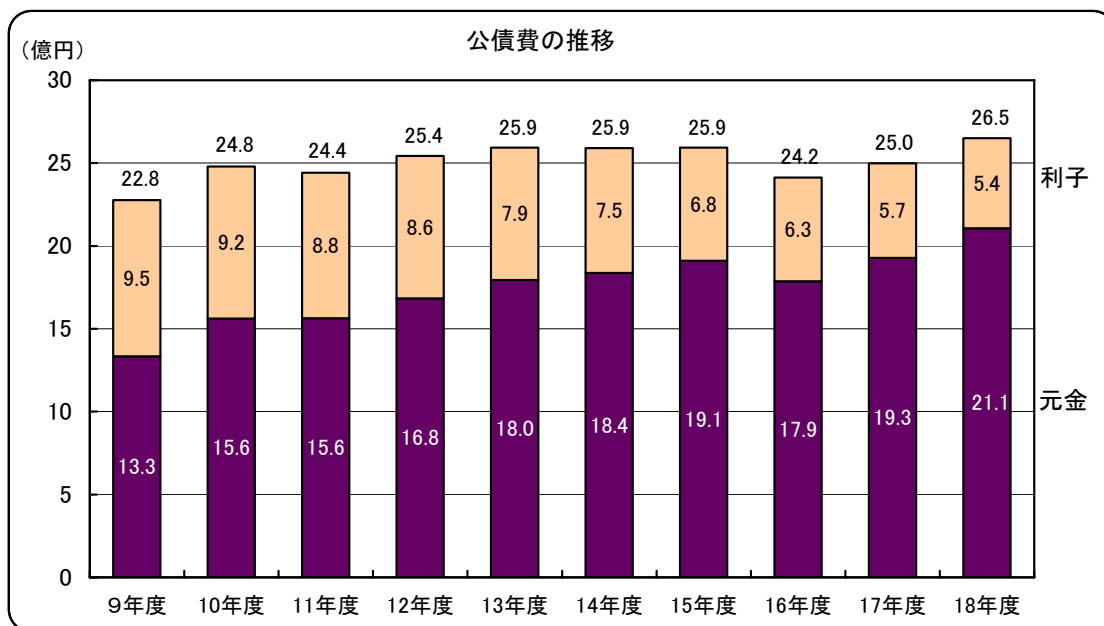
・ 扶助費

児童福祉費は制度改正による要件の緩和や手当支給対象者の増に伴い、また生活保護費は生活保護受給者の増に伴い増加しています。



・公債費

公債費はこれまでに借り入れた市債の元金と利子の合計です。元金分が増加し、利子分が減少する傾向にあります。



5 基金の状況

基金を大きく分けると、年度間の財源不足を調整するための基金と特定の目的のために積み立てている基金があります。

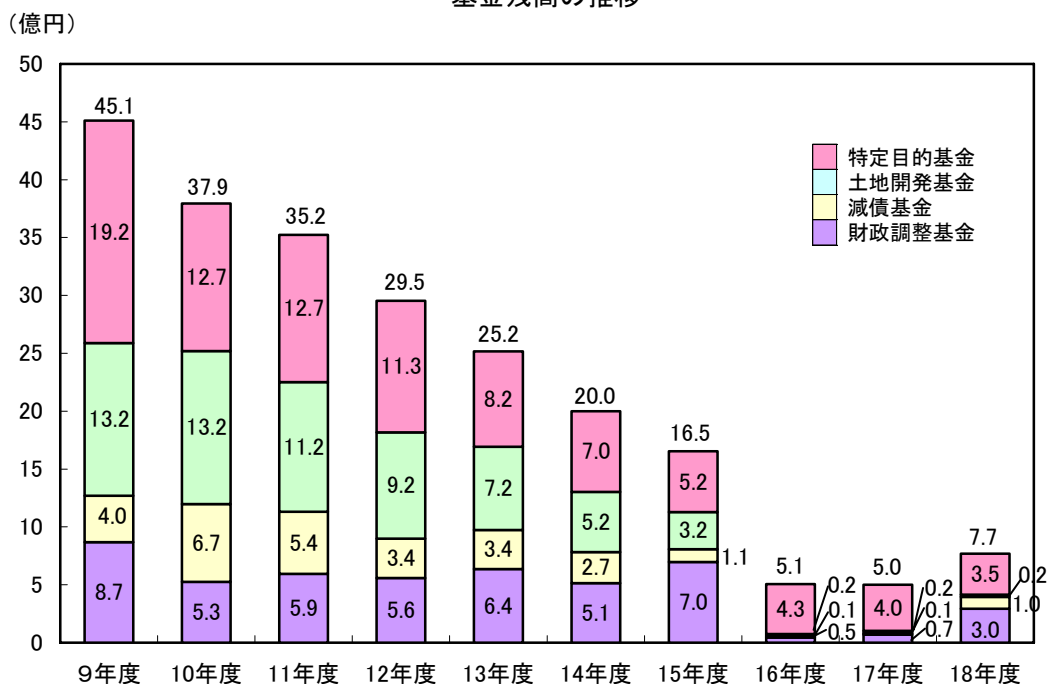
財政調整基金は、経済状況などにより変動する市の収入に対応して、あらかじめ積み立てておくことによって安定した財政運営ができるようにするもので残高は2億9,418万円になりました。公債費を計画的に支出するための減債基金の残高は1億77万円になりました。緑化基金は公園の緑化や自然保護のために6,500万円取り崩し、残高は2億590万2千円になりました。基金全体での残高は7億6,751万5千円になり、対前年度比53.0%の増となりました。

■基金の状況

(単位:千円)

区 分	17年度末残高	18年度積立金	18年度取崩額	18年度末残高
財 政 調 整 基 金	70,258	243,922	20,000	294,180
減 債 基 金	10,759	100,011	10,000	100,770
特 定 目 的 基 金	400,163	17,102	65,000	352,265
保健福祉施設等建設基金	15,505	15	0	15,520
清掃施設建設基金	14,236	14	0	14,250
都市整備事業基金	3,057	3	0	3,060
緑 化 基 金	253,947	16,955	65,000	205,902
博物館建設基金	92,909	94	0	93,003
図書館建設基金	20,509	21	0	20,530
土 地 開 発 基 金	20,300	0	0	20,300
合 計	501,480	361,035	95,000	767,515

基金残高の推移



6 市債の状況

市債は多額の財源を必要とする道路や学校などの建設事業を行うときに発行し、後年度に分割返済することによって負担を平準化することができます。

市債は大きく分けて、特定の建設事業に充てる建設事業債と、特定の建設事業に充てるのではなく一般財源の不足を補うための臨時財政対策債・減税補てん債があります。

平成 18 年度の借入額は 18 億 8,410 万円で、昨年度と比べ 2 億 6,190 万円（16.1%）の増となりました。これは臨時財政対策債が 5,550 万円（6.3%）の減、減税補てん債が 4,810 万円（25.7%）の減となる一方、緑野小学校新築工事や市道 32 号線歩道整備事業などに係る建設事業債は 3 億 6,550 万円（65.3%）の増となったことによるものです。

■平成18年度借入額

名 称	借 入 額
緑野小学校整備事業債	6億2,740万円
緑野小学校給食施設整備事業債	1億 140万円
緑野小学校屋内運動場整備事業債	4,700万円
市道32号線歩道整備事業債	1億3,150万円
市道11号線一の橋整備事業債	340万円
前原公園北側出入口道路整備事業債	1,460万円
減税補てん債	1億3,880万円
臨時財政対策債	8億2,000万円
合 計	18億8,410万円

～減税補てん債とは～

地方税の国の減税政策による減収額を埋めるために認められている地方債で、後年度に元利償還金のすべてが普通交付税を算出するための基準財政需要額に算入されることになっています。

～臨時財政対策債とは～

9 ページ参照。後年度に元利償還金のすべてが普通交付税を算出するための基準財政需要額に算入されることになっています。

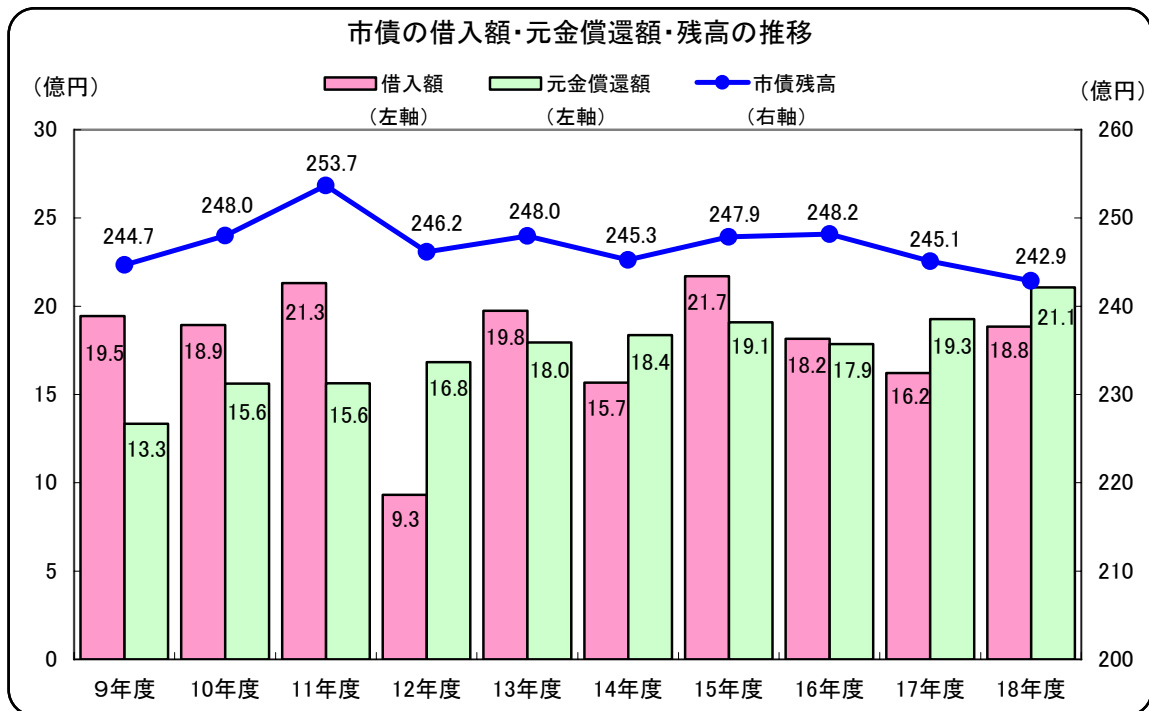
これまで借り入れた市債の残高は 242 億 8,778 万 6 千円となっております。
最近 10 年の市債残高の推移をみるとほぼ横ばいで推移しています。

平成 18 年度の元金償還金は 21 億 733 万 8 千円で、昨年度と比べ 1 億 8,008 万 4 千円（9.3%）の増となりました。

■市債借入額・元金償還額・残高の推移

（単位：百万円）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
借入額	1,946	1,894	2,132	931	1,975	1,567	2,171	1,815	1,622	1,884
元金償還額	1,334	1,561	1,563	1,683	1,795	1,837	1,910	1,786	1,927	2,107
市債残高	24,468	24,801	25,370	24,617	24,797	24,526	24,787	24,816	24,511	24,288



7 市財政の状況

「実質的な収支」の状況

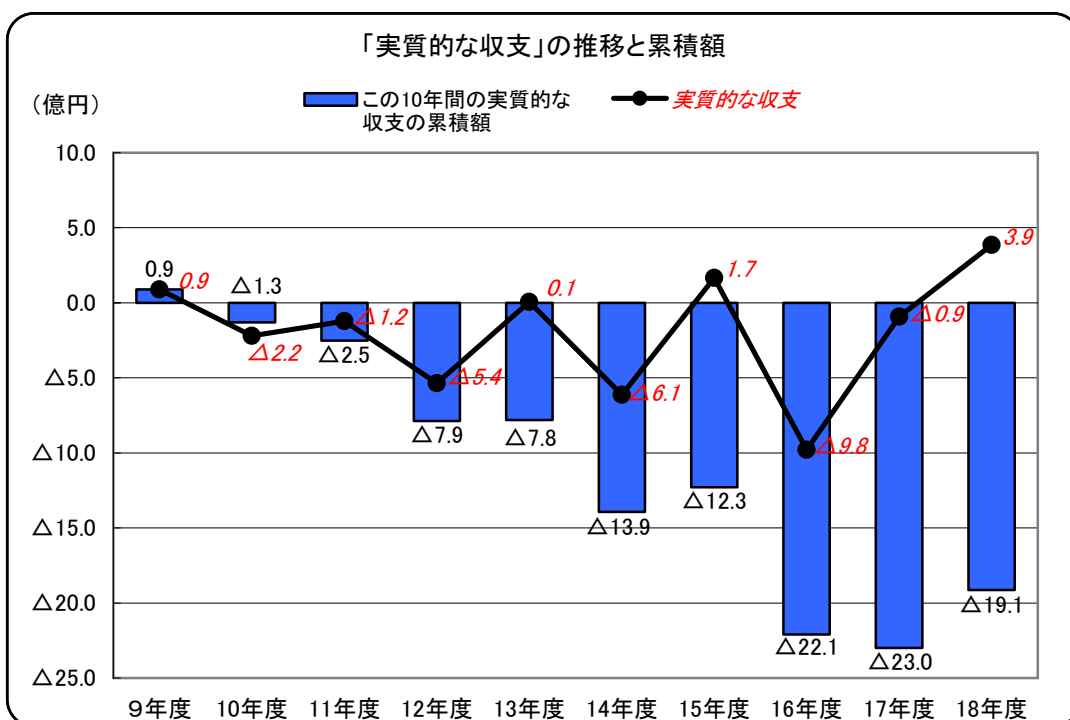
「実質的な収支」とは、単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金への積立額と市債の繰上償還額を加え、赤字要素である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金の取崩額を差し引いた額であり、当該年度でこれらの黒字・赤字要素が歳入歳出面で措置されなかった場合、単年度収支がどのようになっていたかをみるものです。

平成18年度の「実質的な収支」は、3億8,622万1千円の黒字となり、この10年間で最も黒字額が大きくなっています。しかし、この10年間の「実質的な収支」を累積していくと、約19億円の赤字になっています。

■「実質的な収支」の推移

(単位:百万円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
実質収支	614	306	452	325	455	234	572	645	527	597	
単年度収支	150	△308	146	△127	130	△221	338	73	△118	69	
黒字要素	積立金	616	392	312	351	256	343	473	0	114	344
	繰上償還額	64	159	0	25	0	0	1	0	0	3
赤字要素	積立金取崩額	△740	△463	△579	△785	△380	△735	△647	△1,053	△87	△30
実質的な収支	90	△220	△121	△536	6	△613	165	△980	△91	386	
この10年間の実質的な収支の累積額	90	△130	△251	△787	△781	△1,394	△1,229	△2,209	△2,300	△1,914	



経常収支比率

経常収支比率は、経常的な経費（歳出）に充当された一般財源と経常一般財源（歳入）の比率です。経常経費は簡単に縮減できないことから財政構造の弾力性を表し、数値が低いほど市独自の施策に充当できる財源が大きく、高いほど財政が硬直化していることを示しています。

平成 18 年度は前年度より 4.0 ポイント減少し、96.2%となりました。経常経費充当一般財源（歳出）は、人件費や物件費は減少しているものの、公債費と扶助費の増により、全体で 1 億 7,402 万 4 千円（1.3%）増加しました。経常一般財源（歳入）は、市税の定率減税 1/2 廃止による増や地方譲与税、普通交付税の増などにより、7 億 5,313 万 3 千円（5.5%）増加し、経常経費充当一般財源（歳出）を上回り、3 年ぶりに 100%を下回りました。

しかし、依然として厳しい財政状況であることには変わりなく、安定的に一般財源を確保することが求められています。

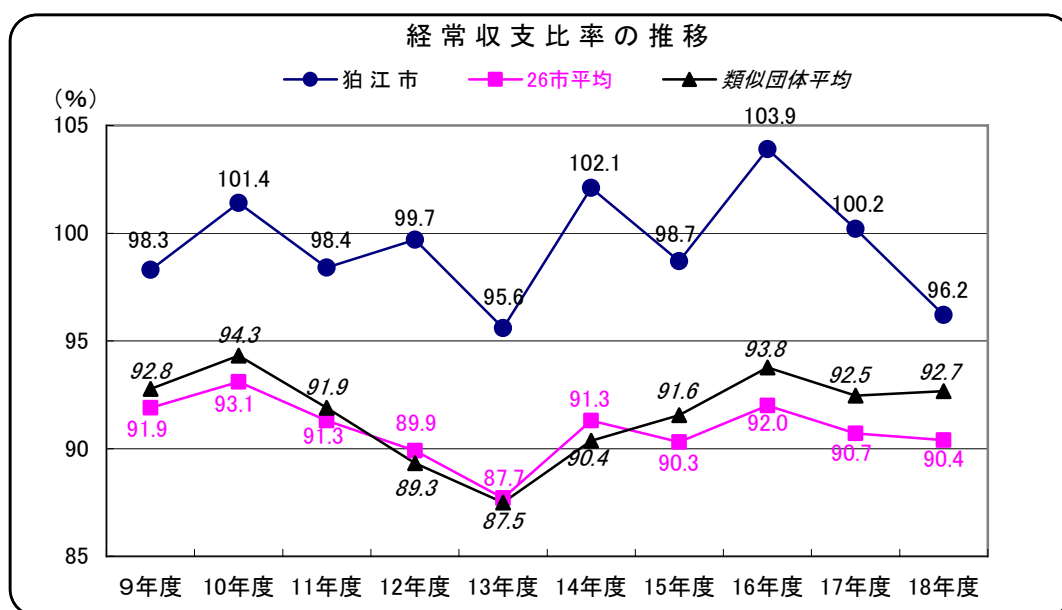
■経常収支比率等の推移

(単位:百万円)

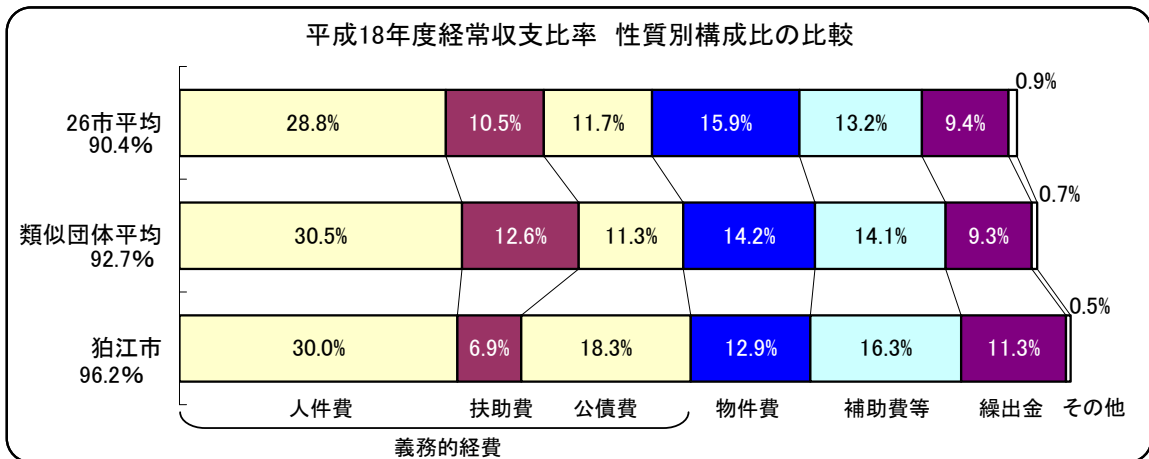
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
経常経費充当一般財源	13,344	13,760	14,015	14,108	14,307	14,591	14,347	14,370	13,775	13,949
経常一般財源総額	13,576	13,576	14,244	14,147	14,973	14,297	14,536	13,829	13,746	14,499
経常収支比率	98.3%	101.4%	98.4%	99.7%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%	100.2%	96.2%

※13年度以降は減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた率

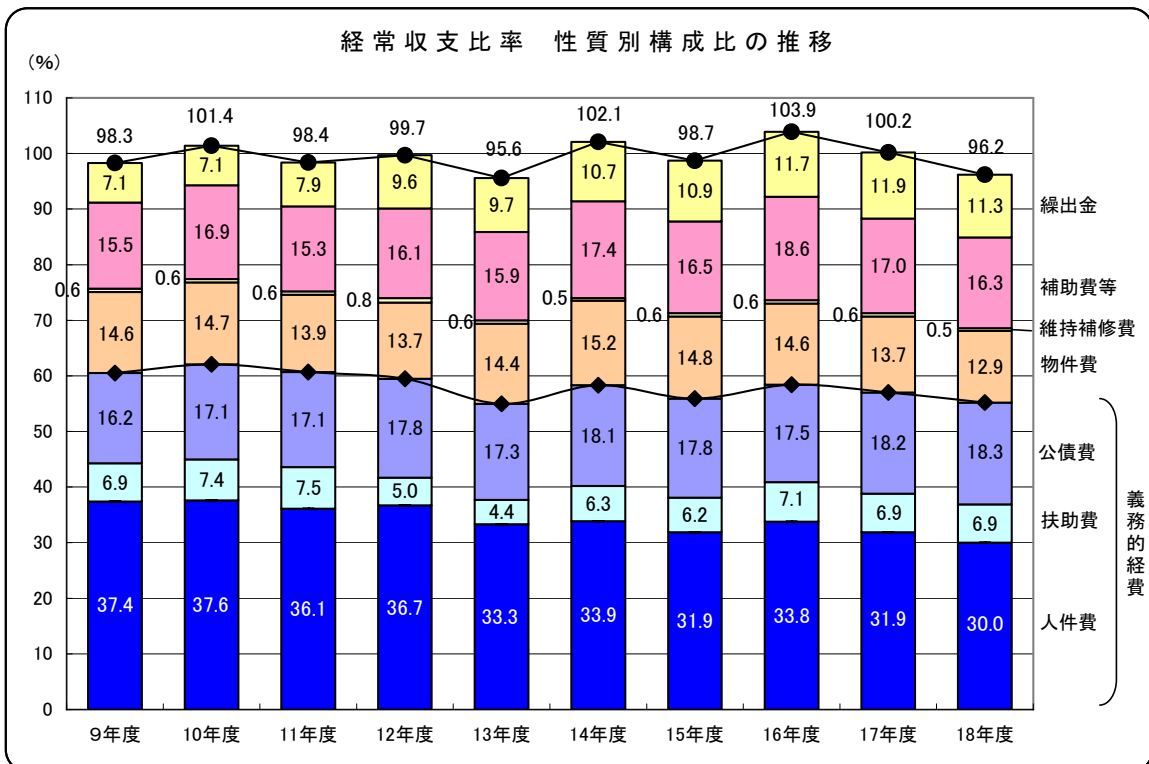
※12年度以前は減税補てん債を経常一般財源に加えない率



経常収支比率の性質別構成比を 26 市平均と類似団体平均とで比較してみると公債費の比率が 26 市で最も高く、人件費、補助費等、繰出金も高い比率となっています。逆に、扶助費、物件費は 26 市の中でも低い比率になっています。



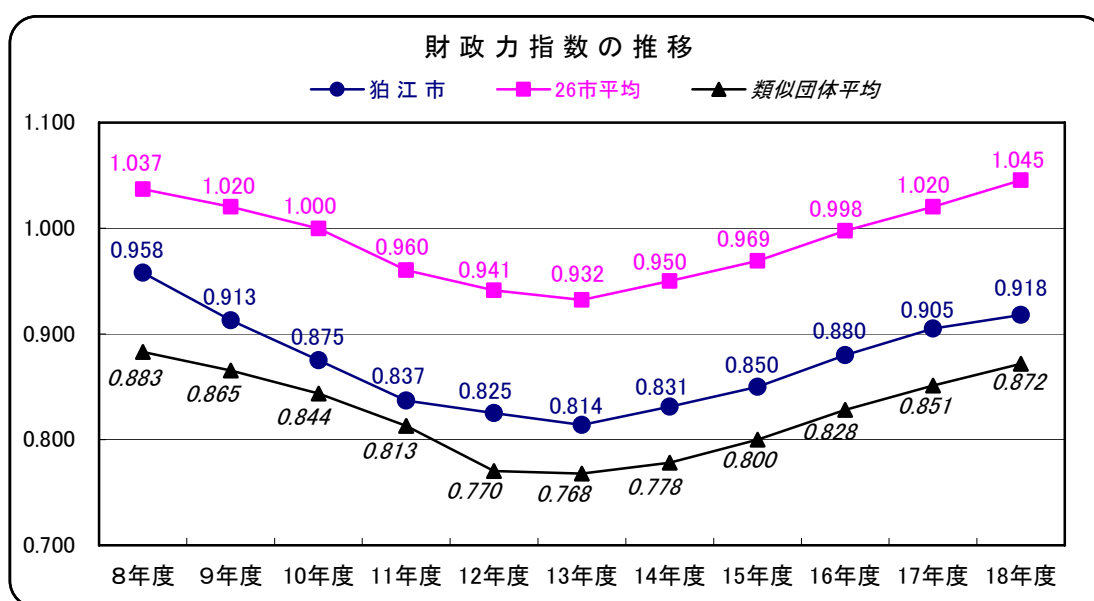
狛江市の経常収支比率の性質別構成比の推移をみると、人件費と物件費が減少傾向で、公債費、繰出金が増加傾向にあります。



財政力指数

財政力指数は、自治体の財政力の強弱を測る指標であり、国から交付される普通交付税にどれだけ頼らずに財政運営しているかを表しています。1を超えるほど普通交付税算定上では留保財源（自治体の独自の財源）が多く、財源に余裕があるとされています。

市の財政力指数は年々上昇し、3か年平均で0.918、単年度では0.916となりました。



[算定式]

財政力指数 = (基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額) の過去3年間の平均値

実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された新たな指標で、普通会計の公債費だけでなく公営企業への公債費の繰出金や一部事務組合に対する負担金のうち公債費に対するものなど市全体の公債費相当による財政負担の程度を表しています。

市債の発行に際し、この数値（過去3年間の平均）が18%を超えていると都道府県知事の許可が必要とされ、25%を超えていると起債が一部制限されることがあります。

平成18年度は17.8%で協議団体となりましたが、26市と比較して最も高い数値であり、公債費が財政を大きく圧迫しているといえます。

■実質公債費比率の比較

	17年度	18年度
狛江市	17.9	17.8
26市平均	11.2	11.3
類似団体平均	10.8	10.7

[算定式]

実質公債費比率 = の過去3年間の平均値

(普通会計公債費 + 公営企業への公債費繰出金 + 一部事務組合への公債費負担金
+ 債務負担行為のうち利子補給に係る経費 + 一時借入金利子)
- (災害復旧費等に係る基準財政需要額 + 基準財政需要額算入公債費)

=

(標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額)

- (災害復旧費等に係る基準財政需要額 + 基準財政需要額算入公債費)

～地方債の協議制度とは～

地方公共団体の自主性をより高める観点に立って、地方債の許可制度は廃止され、平成18年度から地方債の協議制度に移行しました。この地方債協議制度の下、実質公債費比率などの一定の条件を満たした地方公共団体は協議団体となり、総務大臣または都道府県知事と協議を行うことで地方債を発行できるようになりました。一方、条件を満たしていない地方公共団体は、これまでと同様に地方債の発行に際して総務大臣または都道府県知事の許可が必要となります。

8 財務諸表

市の会計は、その年度のお金の出入りを歳入と歳出に単純に分けた単式簿記・現金主義を採用しています。これでは市の資産や負債の状況がどのようになっているのか、年間にどれくらいの行政コストがかかっているのかということが分かりにくくなっています。

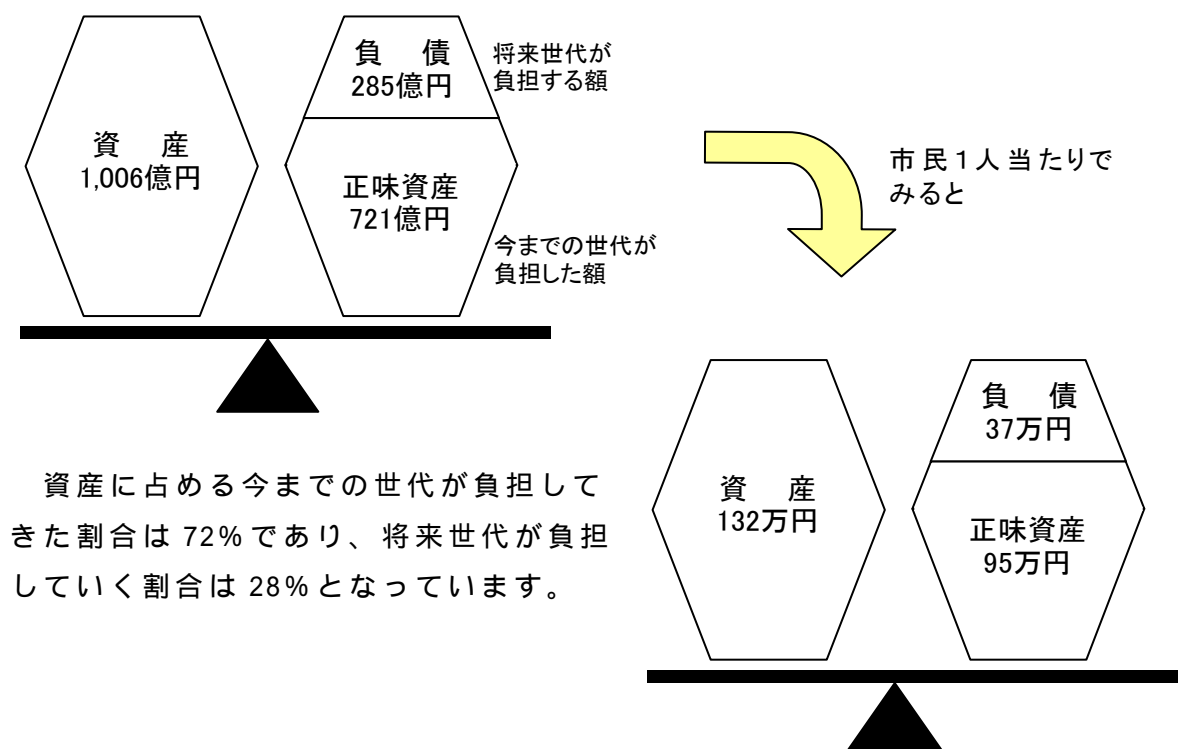
そこで、民間企業の複式簿記・発生主義に基づく会計手法を導入した「バランスシート(貸借対照表)」と「行政コスト計算書(損益計算書)」、「キャッシュ・フロー計算書」、「連結バランスシート」の財務諸表を作成しています。

なお、作成にあたっては平成13年3月に総務省から報告された手法に基づいています。

バランスシート

現在の公会計制度は、1年間の現金の出入りの結果を表しているのに対し、バランスシートは、過去から今まで財政運営により蓄積された資産や負債の状況を総括的に表したものです。

これにより市が現在どれだけの資産を持っており、また、それを形成するために今までの世代がどれだけ負担してきたのか、将来の世代がこれからどれだけ負担していくのかが分かります。



平成18年度の資産合計は1,006億2千万円(前年度比4億5千万円増)、負債合計は284億7千万円(前年度比5億7千万円減)、正味資産合計は721億5千万円(前年度比10億1千万円増)です。

有形固定資産は、新たな資産として18億5千万円増加しましたが、減価償却との差引により全体として3億7千万円の増加となりました。特に統廃合に伴う緑野小学校の新校舎建設により教育費が大きく増加しています。

バランスシート(平成18年度)
(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

借方	全体	貸方	全体
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費	2,316	(1) 地方債	22,074
(2) 民生費	7,394	(2) 債務負担行為	0
(3) 衛生費	2,957	① 物件の購入等	0
(4) 労働費	0	② 債務保証又は損失補償	0
(5) 農林水産業費	13	(3) 退職給与引当金	4,181
(6) 商工費	24	固定負債合計	26,255
(7) 土木費	46,631	2. 流動負債	
(8) 消防費	694	(1) 翌年度償還予定額	2,214
(9) 教育費	27,817	(2) 翌年度繰上充用金	0
(10) その他	9,634	流動負債合計	2,214
(うち土地)	(71,768)	負債合計	28,469
有形固定資産合計	97,480		
2. 投資等		【正味資産の部】	
(1) 投資及び出資金	14	1. 国庫支出金	8,064
(2) 貸付金	452	2. 都道府県支出金	18,333
(3) 基金	373	3. 一般財源等	45,752
① 特定目的基金	353	正味資産合計	72,149
② 土地開発基金	20		
③ 定額運用基金	0		
(4) 退職手当組合積立金	642		
投資等合計	1,481		
3. 流動資産			
(1) 現金・預金	992		
① 財政調整基金	294		
② 減債基金	101		
③ 歳計現金	597		
(2) 未収金	665		
① 地方税	606		
② その他	59		
流動資産合計	1,657		
資産合計	100,618	負債・正味資産合計	100,618

借方(資金の運用):
集めた資金をどのような形で持っているのか

バランスシート(平成18年度)
(平成19年3月31日現在)

貸方(資金の調達):
資金をどのように集めたのか

地方債残高のうち翌年度償還予定元金を控除した額を計上

市の保有する学校などの建物や道路用地などの土地

将来世代が負担する額

年度末に職員全員が普通退職したと想定した場合の要支給額を計上

地方債残高のうち翌年度償還予定されている元金償還額を計上

土地開発公社等への出資金を計上

今までの世代が負担した額

流動性の低い特定目的基金等を計上

駐車場事業特別会計等への貸付を計上

退職手当組合の保有する基金のうち狛江市分を計上

流動性の高い財調・減債基金と歳計現金を計上

年度末までに収入できなかった市税等を計上

行政コスト計算書

バランスシートが資産と負債の面から財政状況を見ているのに対して、行政コスト計算書は人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービス（ソフト面のサービス）を市民の皆さんに提供するのにどれくらいの費用（減価償却費など非現金的支出を含む。）がかかり、それをどのような財源で賄っているのかを表しています。

平成18年度の行政コストは、188億6千万円（前年度比1億円減）でした。市民1人当たりの行政コストは25万円で、目的別では民生費の10万円、性質別では移転支的コスト（扶助費、補助費等）が11万円で最も多く占めています。収入は192億4千万円（対前年度比6億3千万円増）で、特に一般財源が個人市民税の定率減税の1/2廃止や所得譲与税の増加などにより7億3千万円増加しました。

■行政コスト計算書(平成18年4月1日から平成19年3月31日)

[行政コスト]

(単位:百万円)

		総額	構成比率	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農水業費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	欠損額	不納額
1	人にかか	(1) 人件費	4,451	24%	281	1,319	1,430	267		16	40	377	12	709		
	コスト	(2) 退職給与引当金繰入等	208	1%	13	61	67	12		1	2	18	1	33		
	小計		4,659	25%	294	1,380	1,497	279	0	17	42	395	13	742		
2	物にかか	(1) 物件費	3,176	17%	17	553	577	924	50	3	1	226	49	776		
		(2) 維持補修費	75	0%		7	10	4	0			26	2	26		
		(3) 減価償却費	1,475	8%		78	199	121		1	2	557	61	456		
	小計		4,726	25%	17	638	786	1,049	50	4	3	809	112	1,258		
3	移転支的	(1) 扶助費	3,253	17%			3,207	0						46		
		(2) 補助費等	3,098	16%	8	51	609	1,107	8	3	33	3	1,054	222		
		(3) 繰出金	2,399	13%			1,819					580				
		(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0%												
	小計		8,750	46%	8	51	5,635	1,107	8	3	33	583	1,054	268		
4	その他の	(1) 公債費(利子分のみ)	545	3%											545	
		(2) 不納欠損額	175	1%												175
	小計		720	4%											545	175
行政コスト		a	18,855		319	2,069	7,918	2,435	58	24	78	1,787	1,179	2,268	545	175
構成比率					2%	11%	42%	13%	0%	0%	0%	10%	6%	12%	3%	1%

[収入項目]

1	使用料・手数料等	998		0	90	299	414		4	0	150	0	41		
	行政コストに対する割合	5%		0%	4%	4%	17%		17%	0%	8%	0%	2%		
2	国庫(都)支出金	3,658			237	2,720	301	0	1	7	150	107	135		
	① 国庫支出金	1,738			2	1,557	21	0			141	1	16		
	② 都支出金	1,920			235	1,163	280		1	7	9	106	119		
	行政コストに対する割合	19%			11%	34%	12%		4%	9%	8%	9%	6%		
3	一般財源	14,579													
	① 地方税	11,366													
	② その他	3,213													
	行政コストに対する割合	77%													
収入		b	19,235												
4	正味資産国庫(都)支出金償却額	c	537												
5	期首一般財源等		44,835												
	差引一般財源等増減額(b-a+c)		917												
6	期末一般財源等		45,752												

事業別コスト計算書

行政コスト計算書は、資産形成につながらない行政活動にかかるコストを非現金的支出も含めてトータルで把握するものです。これを事業別に分けることにより、それぞれの行政サービスに要した費用とそれに対して受益者負担（使用料・手数料等）の割合や市税等（一般財源）でどれだけ賄っているのかなどを明らかにすることができます。また、住民1人当たりなどの指標単位のコストなども把握することができます。

ここでは公立保育園、公園、ゴミ処理の3事業について事業別コスト計算書を掲載しました。

公立保育園の行政コスト

狛江市に6園ある保育園の運営にかかる経費は、平成18年度で11億7千万円でした。そのうち人件費が85%を占めています。

財源内訳をみると、使用料・手数料等のうち保護者が負担する保育料は1億3千万円で財源の11%を占めています。残りは国と都の負担金等が11%、市税等の一般財源が77%となっています。

園児1人あたりに190万円の経費がかかっており、そのうち145万円が市の負担となっています。

■公立保育園(6園)の行政コスト

(単位:千円)

行政コスト	18年度	17年度
人件費等	991,213	1,002,402
物件費	81,598	80,778
維持補修費	4,964	6,351
減価償却費	16,949	18,696
扶助費	73,915	72,099
補助費等	1,024	1,262
合計 a	1,169,663	1,181,588
園児数(人) α	615	615
園児1人当たりのコスト(円) a/α	1,901,891	1,921,281

財源内訳	18年度	17年度
使用料・手数料等 b	149,017	149,946
b/a	12.7%	12.7%
国庫(都)支出金 c	126,137	133,588
c/a	10.8%	11.3%
一般財源 d	894,509	898,054
d/a	76.5%	76.0%
園児1人当たりの市の負担額(円) d/α	1,454,486	1,460,250

※「人件費等」は「退職給与引当金繰入等」を含む

公園の行政コスト

狛江市には都市公園が22箇所（総面積87,921.51㎡）、児童遊園が50箇所（総面積14,788.61㎡）あります。

公園の維持管理等にかかる経費は、平成18年度で2億円でした。公園等維持管理委託や樹木せん定委託などの物件費が44%を占めています。

財源内訳では特定財源は少なく、ほとんどを市税等の一般財源で賄っています。

■公園の行政コスト

(単位:千円)

行政コスト	18年度	17年度
人件費等	63,207	65,401
物件費	90,191	78,868
維持補修費	4,489	4,153
減価償却費	46,767	46,725
補助費等	272	1,633
合計 a	204,926	196,780
公園面積(㎡) α	102,710	102,548
公園1㎡当たりのコスト(円) a/α	1,995	1,919

財源内訳	18年度	17年度
使用料・手数料等 b	240	449
b/a	0.1%	0.2%
国庫(都)支出金 c	0	2,000
c/a	0.0%	1.0%
一般財源 d	204,686	194,331
d/a	99.9%	98.8%
公園1㎡当たりの市の負担額(円) d/α	1,993	1,895

※「人件費等」は「退職給与引当金繰入等」を含む

ゴミ処理事業の行政コスト

狛江市のゴミは稲城市にあるクリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）で焼却・破碎処理され、日の出町にある処分場（東京たま広域資源循環組合）で埋め立てられます。

ゴミ処理に係る経費は、平成18年度で18億3千万円でした。そのうち多摩川衛生組合と東京たま広域資源循環組合への負担金（補助費等）が経費の57%を占めています。

財源内訳の手数料・使用料等のうち、ゴミ処理手数料は3億4千万円で財源の19%を占めています。平成17年10月から実施した可燃・不燃ゴミ処理の有料化が、18年度は通年化したことにより手数料が増加しました。

■ゴミ処理事業の行政コスト

(単位:千円)

行政コスト	18年度	17年度
人件費等	141,861	151,603
物件費	597,533	582,066
維持補修費	3,176	3,416
減価償却費	35,813	36,032
補助費等	1,048,720	1,027,845
合計 a	1,827,103	1,800,962
世帯数(世帯) α	37,419	37,149
1世帯当たりのコスト(円) a/α	48,828	48,479

財源内訳	18年度	17年度
使用料・手数料等 b	408,263	356,196
b/a	22.3%	19.8%
国庫(都)支出金 c	146,000	125,000
c/a	8.0%	6.9%
一般財源 d	1,272,840	1,319,766
d/a	69.7%	73.3%
1世帯当たりの市の負担額(円) d/α	34,016	35,526

※「人件費等」は「退職給与引当金繰入等」を含む

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、行政活動を資金の流れからみたものであり、その年度の資金（財政調整基金、減債基金及び歳計現金）の増減内訳を表しています。「行政活動」「投資活動」「財務活動」の3つの活動区分に分けてキャッシュ・フローを表示しています。

■キャッシュ・フロー計算書

（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

項	目	金	額
I	行政活動によるキャッシュ・フロー		
	1	税込	11,963
	2	使用料及び手数料収入	668
	3	人件費による支出	△ 4,899
	4	物件費により支出	△ 3,175
	5	維持補修費による支出	△ 75
	6	扶助費による支出	△ 3,253
	7	諸収入	164
	8	交付金による収入	2,640
	9	国庫及び都支出金による収入	3,658
	10	分担金・負担金・寄附金による収入	108
	11	補助費等による支出	△ 3,098
	行政活動によるキャッシュ・フロー		4,701
II	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	1	有形固定資産の取得による支出	△ 1,849
	2	国庫及び都支出金による収入	630
	3	財産の売却・運用による収入	26
	4	貸付金元利収入	1
	5	貸付金の貸付による支出	0
	6	投資及び出資による支出	0
	7	他会計・基金からの繰入による収入	87
	8	積立基金への積立による支出	△ 17
	9	他会計・定額運用基金への繰入による支出	△ 2,428
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,550
III	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	1	地方債の発行による収入	1,884
	2	地方債の償還による支出	△ 2,107
	3	支払利子及び公債諸費による支出	△ 545
	財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 768
IV	現金及び現金同等物の増減額		383
V	現金及び現金同等物の繰越残高		528
VI	現金及び現金同等物の年度末残高		911
			内 訳
			財政調整基金
			224
			減債基金
			90
			歳計現金
			597

投資活動によるキャッシュ・フローの赤字額を、行政活動によるキャッシュ・フローの黒字額の範囲内におさめることができ、行政活動による余剰額で投資活動への支出が賄うことができました。また、地方債の元利償還金が借入額を上回っているため財務活動によるキャッシュ・フローも赤字となりましたが、18年度中の全体のキャッシュ・フローは3億8千万円の黒字となりました。さらに、前年度からの繰越額を加えた18年度末残高は9億1千万円の黒字となりました。

～行政活動によるキャッシュ・フローとは～

経常的に行われる行政活動から発生するキャッシュ・フロー

この黒字額が小さい場合は財政構造が硬直化しているといえます。

～投資活動によるキャッシュ・フローとは～

社会資本形成につながる投資的な活動によるキャッシュ・フローの他、基金への積立てや取崩し、他会計への繰出しによるキャッシュ・フローも含んでいます。

この赤字額が行政活動によるキャッシュ・フローの黒字額の範囲内であることが望ましいといえます。

～財務活動によるキャッシュ・フローとは～

行政活動及び投資活動の結果から生じたキャッシュ・フローの差額を財務活動によってどのように補ったかを表します。

連結バランスシート

普通会計の他に国民健康保険や公共下水道などの特別会計においても市民の生活に密接した様々な事業を行っています。市全体の資産や負債の状況を把握するためには、これらすべての事業をひとつの会計として捉える必要があります。そのため、すべての会計を連結した市全体のバランスシートと市の公共事業に必要な用地の先行取得を行う土地開発公社を加えた連結バランスシートを作成しました。

連結バランスシートでは、資産は1,129億5千万円、負債は344億5千万円、正味資産は785億円で、資産に占める今までの世代が負担してきた割合は69%であり、将来世代が負担していく割合は31%となっています。

連結バランスシート(平成18年度)
(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 方	全 体	貸 方	全 体
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費	2,316	(1) 地方債	26,870
(2) 民生費	7,394	(2) 債務負担行為	0
(3) 衛生費	2,957	① 物件の購入等	0
(4) 労働費	0	② 債務保証又は損失補償	0
(5) 農林水産業費	13	(3) 退職給与引当金	4,642
(6) 商工費	24	固定負債合計	31,512
(7) 土木費	46,631	2. 流動負債	
(8) 消防費	694	(1) 翌年度償還予定額	2,567
(9) 教育費	27,817	(2) 翌年度繰上充用金	372
(10) その他	21,001	流動負債合計	2,939
(うち土地)	(71,768)		
有形固定資産合計	108,847	負債合計	34,451
2. 投資等			
(1) 投資及び出資金	9		
(2) 貸付金	8		
(3) 基金	490	【正味資産の部】	
① 特定目的基金	466	1. 国庫支出金	9,259
② 土地開発基金	20	2. 都道府県支出金	18,569
③ 定額運用基金	4	3. 一般財源等	50,663
(4) 退職手当組合積立金	707	4. 基本財産等	3
投資等合計	1,214	正味資産合計	78,494
3. 流動資産			
(1) 現金・預金	1,212		
① 財政調整基金	294		
② 減債基金	101		
③ 歳計現金	817		
(2) 未収金	1,672		
① 地方税	606		
② その他	1,066		
流動資産合計	2,884		
資産合計	112,945	負債・正味資産合計	112,945

■連結バランスシート内訳表(平成19年3月31日現在)

項目	普通会計	特別会計							相殺等	狛江市全体の バランス シート	狛江市 土地開発 公 社	相殺等	連 結 バラン シート
		国民健康保険 特別会計	老人保健医療 特別会計	介護保険 特別会計	公共下水道 特別会計	駐車場事業 特別会計	普通会計以外 の包括計上						
資産の部													
1 有形固定資産	97,480							9,965	1,402		108,847		108,847
(1) 総務費	2,316										2,316		2,316
(2) 民生費	7,394										7,394		7,394
(3) 衛生費	2,957										2,957		2,957
(4) 労働費													
(5) 農林水産業費	13										13		13
(6) 商工費	24										24		24
(7) 土木費	46,631										46,631		46,631
(8) 消防費	694										694		694
(9) 教育費	27,817										27,817		27,817
(10) その他	9,634				9,965				1,402		21,001		21,001
	(71,768)										(71,768)		(71,768)
2 投資等	1,481	5		112						65	1,219	△5	1,214
(1) 投資及び引出資金	14										14		14
(2) 貸付金	452	0									△444	△5	△5
(3) 基金	373	5		112							490		490
① 特定目的基金	353	1		112							466		466
② 土地開発基金	20										20		20
③ 定額運用基金		4									4		4
(4) 退職手当組合積立金	642									65	707		707
3 流動資産	1,657	910	50	165	94						2,876		2,884
(1) 現金・預金	992		50	140	72						1,204		1,212
① 財政調整基金	294										294		294
② 減債基金	101										101		101
③ 歳計現金	597			140	72						809		817
(2) 未収金	665	910	50	25	22						1,672		1,672
① 地方税	606										606		606
② その他	59	910	50	25	22						1,066		1,066
資産合計	100,618	915	50	277	10,059				1,402	65	112,942	△5	112,945
1 固定負債	26,255								747	461	31,512		31,512
(1) 地方債	22,074								4,993		26,870		26,870
(2) 債務負担行為													
(3) 退職給与引当金	4,181								303				
(4) 他会計借入金										461	4,642		4,642
2 流動負債	2,214	322	50						444		2,939		2,939
(1) 翌年度繰越予定額	2,214				321				32		2,567		2,567
(2) 翌年度繰上充用金		322	50								372		372
負債合計	28,469	322	50						779	461	34,451		34,451
正味資産の部	8,064				786				409		9,259		9,259
1 国庫支出金													
2 都支出金	18,333				236						18,569		18,569
3 一般財源等	45,752	593		277	4,223				214	△396	50,663		50,663
4 基本財産等													
正味資産合計	72,149	593	50	277	5,245				623	△396	78,491	△5	78,494
負債・正味資産合計	100,618	915	50	277	10,059				1,402	65	112,942	△5	112,945

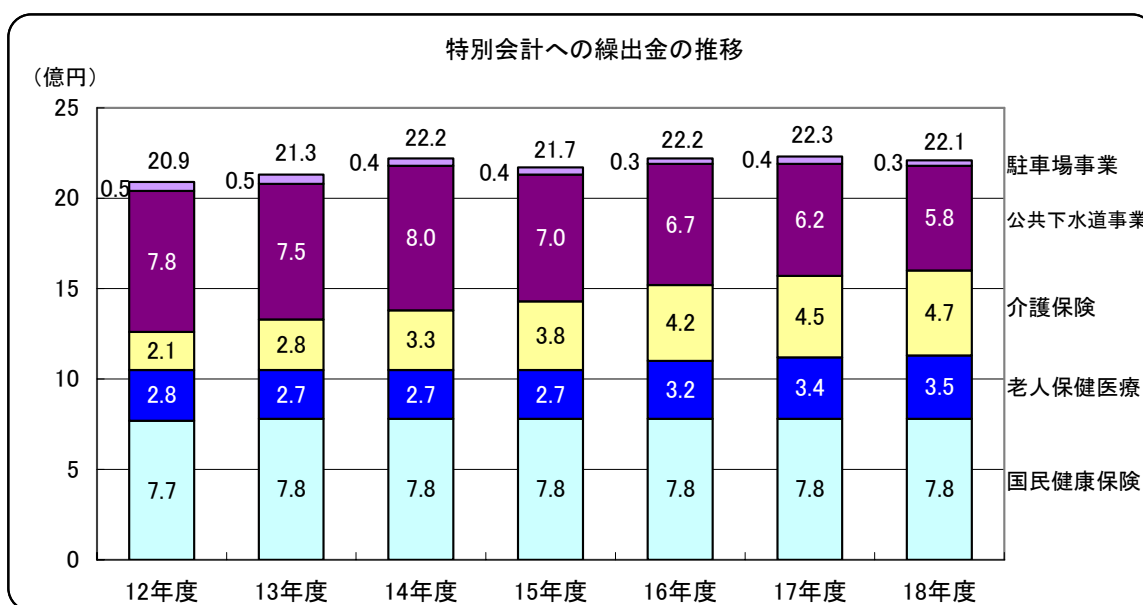
(単位:百万円)

9 特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。

特別会計への繰出金の推移をみると、高齢者の増加に伴い介護保険特別会計や老人保健医療特別会計への繰出金の増加が顕著に見られます。

国民健康保険特別会計については、法令などで一定割合を一般会計で負担することが義務付けられている法定分と国民健康保険税の収入などだけでは賄いきれない赤字分を繰出金として一般会計から支出しています。平成18年度では、約5億9千万円の赤字分の繰出しをしており、一般会計を圧迫している要因の一つになっています。



国民健康保険特別会計

病気やケガなどで医療機関等にかかるときには、保険証が必要です。サラリーマンの方は社会保険、市の職員は共済組合保険、その他にも保険の種類はありますが、自営業の方や会社を退職された方などは市の国民健康保険に加入しています。

この国民健康保険特別会計は、加入者の納める国民健康保険税を収入源に運営しています。その他、国や都からの支出金や共同事業交付金などが歳入になります。

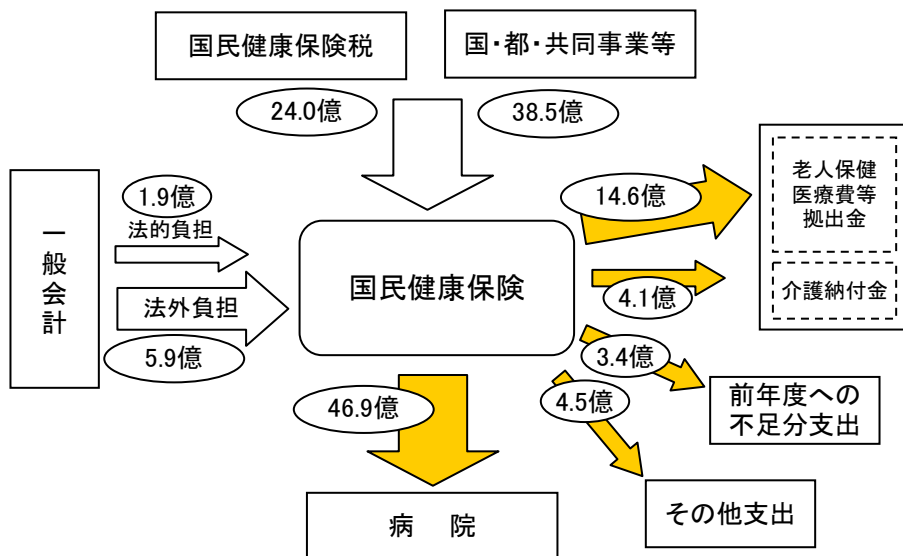
病院への支払いのうち、皆さんが支払う金額は全体の1～3割で、残りの7～9割はその方が加入している保険から病院に支払われます。このうち、国民健康保険に加入している方の分がこの会計から支払われています。その他、社会保険診療報酬支払基金への老人保健医療費等拠出金や介護納付金の支払いなどがあります。

■平成18年度国民健康保険特別会計決算状況

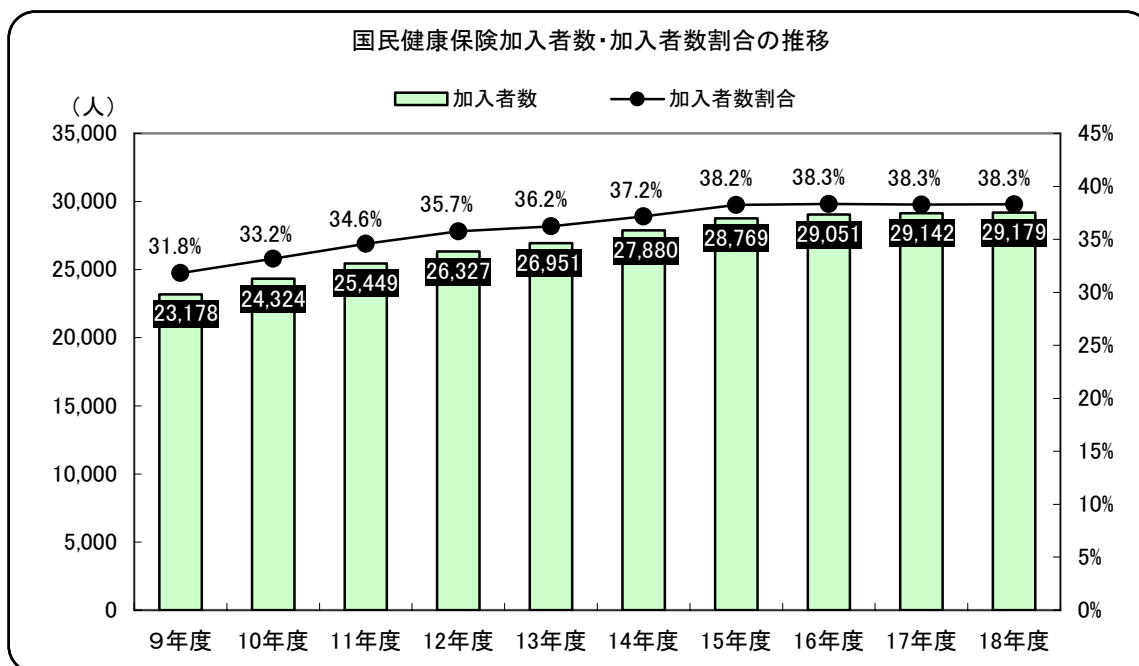
(単位:千円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	7,033,427	6,573,418	460,009	7.0%
歳出総額	7,355,528	6,917,879	437,649	6.3%
差引額	△ 322,101	△ 344,461		

※ 不足分3億2,210万1千円は平成19年度予算から繰上充用しています。



加入者の増加に合わせて医療費も年々増加し、国民健康保険税や国や都などからの補助だけで運営することが難しい状況になっています。そのため本来は独立して財政運営している一般会計から負担しており、平成18年度は法的な負担を除くと約5億9千万円の負担（繰出金）がありました。



加入者数割合は各年度末の住民基本台帳人口のうち加入者数の割合を算出しています。

老人保健医療特別会計

老人保健制度は疾病の予防、治療、機能訓練などの総合的な保健事業を実施するとともに、老人福祉の増進を図ることを目的に、75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいを含む。）を対象に医療費の給付を行っています。

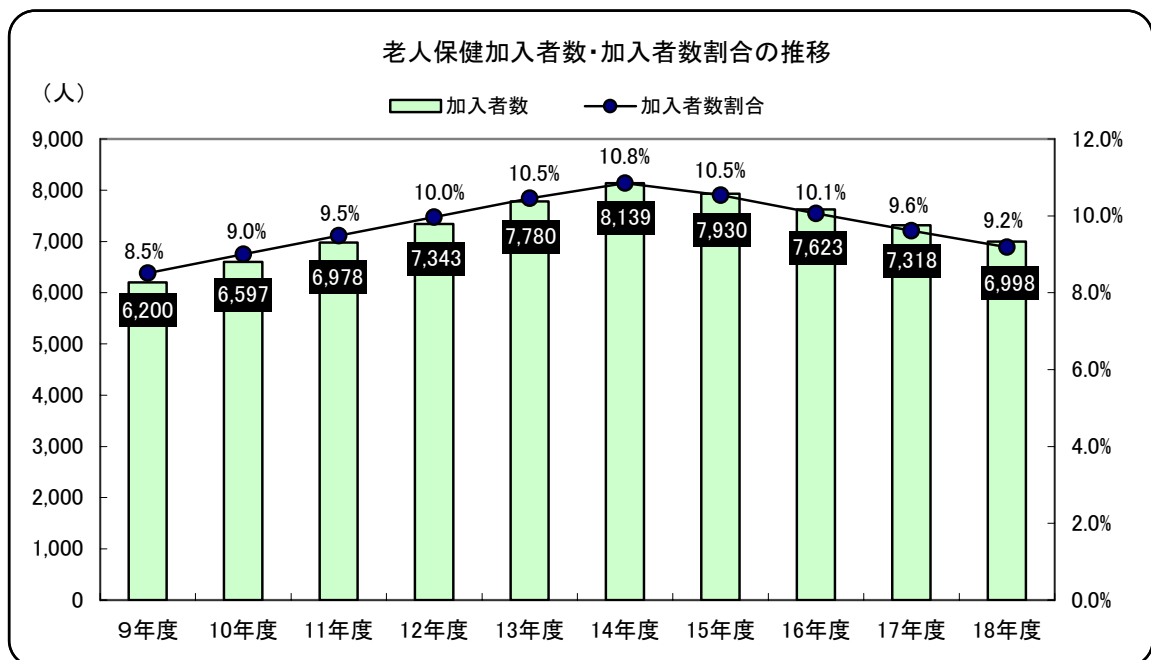
平成14年9月30日までに70歳になった方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）については、引き続き老人保健医療の対象となります。

■平成18年度老人保健医療特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	5,194,685	5,417,466	△ 222,781	△4.1%
歳出総額	5,244,431	5,460,189	△ 215,758	△4.0%
差引額	△ 49,746	△ 42,723		

※ 不足分4,974万6千円は平成19年度予算から繰上充用しています。



加入者数割合は各年度末の住民基本台帳人口のうち加入者数の割合を算出しています。

介護保険特別会計

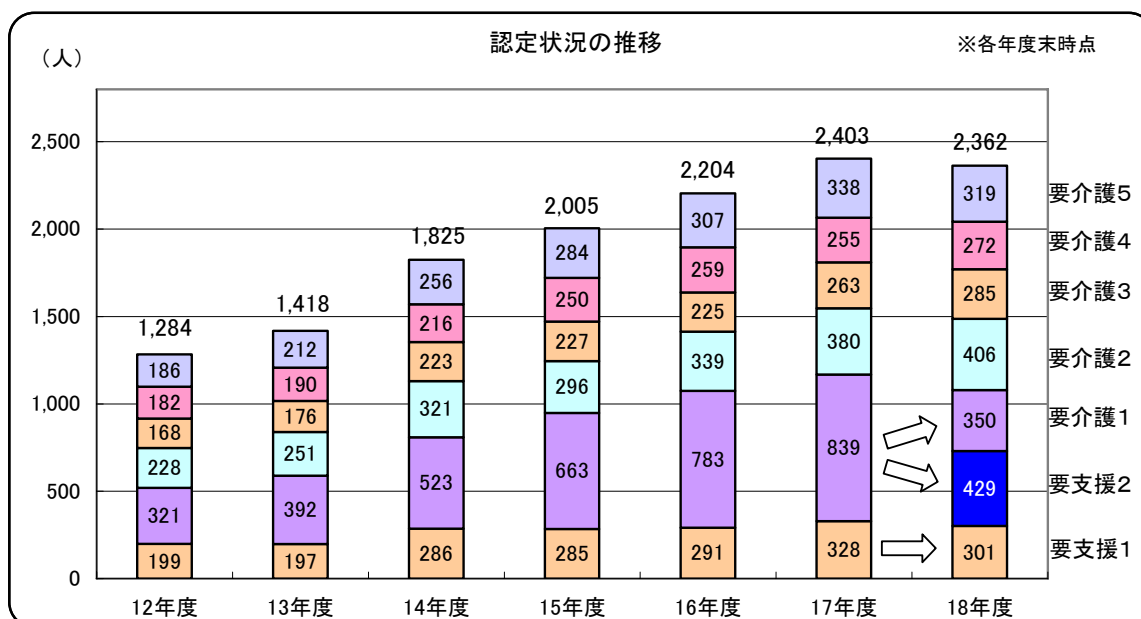
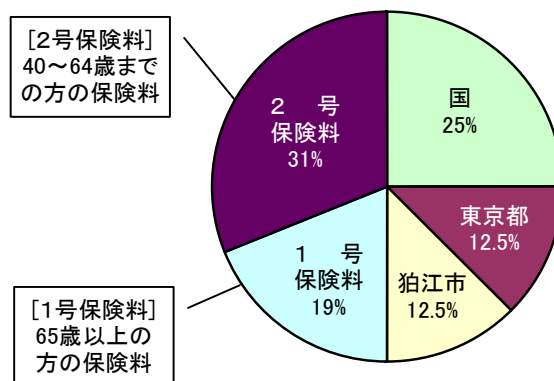
介護保険は、高齢社会を社会全体で支えるために平成12年度から開始された制度です。身体の衰えや認知症などで介護を必要とする状態（要介護状態）になったときに介護サービスが受けられます。また、常時の介護までは必要ではないが、家事や身支度などで支援が必要な状態（要支援状態）になったときに介護予防サービスが受けられます。

■平成18年度介護保険特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	3,431,242	3,273,092	158,150	4.8%
歳出総額	3,291,495	3,181,369	110,126	3.5%
差引額	139,747	91,723		

介護サービスを利用したときの本人の負担はサービス費用の1割で、残りの9割が介護給付費から支払われます。この9割の半分は40歳以上の方の保険料で賄われ、残りの半分は国・都・市で負担しています。



平成18年度の法改正により6段階あった認定区分のうち、要介護1は要介護1と要支援2に分かれ、要支援は要支援1となり、7段階に変更されました。

公共下水道特別会計

市内の公共下水道は、昭和 54 年に市内全域の整備が完了しました。この公共下水道特別会計で下水処理や下水道管の布設・維持補修を行っており、使用量に応じてお支払いいただいた皆さまからの下水道料金などで賄われています。

■平成18年度公共下水道事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	1,787,830	2,240,886	△ 453,056	△20.2%
歳出総額	1,715,910	2,170,099	△ 454,189	△20.9%
差引額	71,920	70,787		

駐車場事業特別会計

狛江駅北口の地下にある駐車場は、平成 7 年 10 月に供用を開始しました。車 191 台分のスペースがあり、このうち 103 台分の運営をこの駐車場事業特別会計で行い、残りを一般会計で行っています。

駐車料金(使用料)が主な収入源で、駐車場業務委託などが主な事業費です。

■平成18年度駐車場事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	63,948	67,770	△ 3,822	△5.6%
歳出総額	63,948	67,770	△ 3,822	△5.6%
差引額	0	0		

受託水道事業特別会計

水道事業は東京都（水道企業会計）から受託して、この受託水道事業特別会計で行っています。東京都からの受託水道収入が主な歳入であり、水道管の布設・維持補修を行っています。

■平成18年度受託水道事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	503,335	567,865	△ 64,530	△11.4%
歳出総額	503,335	567,865	△ 64,530	△11.4%
差引額	0	0		

参 考 资 料

平成18年度
決算状況

団体コード		132195		市町村類型		II-3		歳入				性質別歳出						
団体名		狛江市		18年度交付税種地区分		II-9		区分	決算額千円	構成比%	経常一般財源千円	構成比%	区分	決算額千円	構成比%	充当一般財源等千円	経常経費充当一財等千円	経常収支比率%
人口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指数等		地方税	11,391,579	50.9	10,488,384	77.5	人件費	4,899,300	22.5	4,417,835	4,353,564	30.0
国調	17年 78,319人	過疎 首都	<ごみ・し尿処理>	基準財政需要額	10,166,670千円	配当割交付金	67,637	0.3	67,637	0.5	うち職員給	3,378,185	15.5	2,924,608	2,924,608	20.2		
増減率(17/12)年	3.4%	山村	・東京たま広域資源循環組合	基準財政収入額	9,310,633千円	株式等譲渡所得割交付金	60,325	0.3	60,325	0.4	扶助費	3,253,442	14.9	1,002,646	1,001,096	6.9		
住基台帳	19.3.31 76,169人	離島 [近郊整備]	・多摩川衛生組合	標準財政規模 A	13,070,912千円	地方消費税交付金	739,956	3.3	739,956	5.5	公債費	2,652,211	12.2	2,652,211	2,649,211	18.3		
対前年増減率	0.1%	不交付 [既成市街地]	<収益事業>	財政力指数	0.918	ゴルフ場利用税交付金					元利償還金	2,650,239	12.2	2,650,239	2,647,239	18.3		
(参考)19.3.31現在		広域行政圏	・東京都市収益事業組合	単年度(0.916)		自動車取得税交付金	172,545	0.8	172,545	1.3	一時借入金利息	1,972	0.0	1,972	1,972	0.0		
65歳以上	15,171人	面積 6.39Km ²	<その他>	実質収支比率	4.6%	地方特例交付金	390,215	1.7	390,215	2.9	小計	10,804,953	49.6	8,072,692	8,003,871	55.2		
決算収支の状況	平成18年度千円	平成17年度千円	・東京都市町村民職退職手当組合	経常一般財源比率	103.6%	国庫支出金	2,108,641	9.4			維持補修費	75,194	0.3	72,696	72,588	0.5		
1歳入総額	A 22,388,007	21,396,040	・東京都市町村民職退職手当組合	公債費比率	15.6%	都支出金	2,179,358	9.7			補助費等	3,097,926	14.2	2,491,798	2,363,207	16.3		
2歳出総額	B 21,791,232	20,868,553	・東京都市町村民職退職手当組合	起債制限比率	14.2%	繰入金	117,334	0.5			積立金	361,035	1.7	343,865				
3歳入歳出差引額 (A-B)	C 596,775	527,487	・東京都市町村民職退職手当組合	実質公債費比率	17.8%	繰越金	527,487	2.4			投資及び出資金・貸付金	450	0.0	440	0	0.0		
4翌年度へ繰り越すべき財源	D		・東京都市町村民職退職手当組合	公債費負担比率	16.1%	繰入金	117,334	0.5			繰入金	2,427,621	11.1	2,312,316	1,634,578	11.3		
5実質収支 (C-D)	E 596,775	527,487	・東京都市町村民職退職手当組合	経常収支比率	96.2%	繰入金	117,334	0.5			前年度繰上充用金							
6単年度収支	F 69,288	117,889	・東京都市町村民職退職手当組合	現債高倍率	185.8%	繰入金	117,334	0.5			投資的経費	1,848,701	8.5	292,400	16,482,581千円			
7積立金	G 243,922	113,676	・東京都市町村民職退職手当組合	地方債現在高 B	24,287,786千円	使用料	275,858	1.2	66,247	0.5	うち人件費	54,049	0.2	54,049	16,482,581千円			
8繰上償還額	H 3,000		・東京都市町村民職退職手当組合	債務負担行為限度額	4,232,516千円	手数料	392,174	1.8			普通建設事業費	1,848,701	8.5	292,400	13,948,797千円			
9積立金取崩し額	I 20,000	86,734	・東京都市町村民職退職手当組合	債務負担行為翌年度以降支出予定額 C	1,559,367	国庫支出金	2,108,641	9.4			補助	733,034	3.4	26,311				
10実質単年度収支 (F+G+H-I)	J 296,210	90,947	・東京都市町村民職退職手当組合	積立金現在高 D (うち財政調整基金)	747,215千円 (294,180)	都支出金	2,179,358	9.7			単独	1,115,667	5.1	266,089				
一般職員 (19.4.1現在)			・東京都市町村民職退職手当組合	実質の将来財政負担額 B+C-D	25,099,938	寄附金	17,218	0.1			その他							
特別職等 (19.4.1現在)			・東京都市町村民職退職手当組合	実質債務残高比率 (B+C)/A	197.7%	繰入金	117,334	0.5			災害復旧事業費							
市町村民税			・東京都市町村民職退職手当組合	土地開発基金現在高	20,300千円	繰越金	527,487	2.4			失業対策事業費							
固定資産税			・東京都市町村民職退職手当組合	積立金取崩し額	95,000千円	諸収入	165,276	0.7	462	0.0								
軽自動車税			・東京都市町村民職退職手当組合	収益事業収入	0千円	地方債 (うち減税補てん債)	1,884,100 (138,800)	8.4 (0.6)										
市たばこ税			・東京都市町村民職退職手当組合	合計		特別土地保有税	(820,000)	(3.7)										
鉦産税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
特別土地保有税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
法定外普通税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
目的税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
入湯税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
事業所税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
都市計画税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
旧法による税			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
合計			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
納税義務者数			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
個人割			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
法人税割			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
平成18年度大規模事業 (単位:百万円)			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
統廃合関係費	1,200		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
ごみ減量対策費	87		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
市道32号線歩道整備	281		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
道路新設改良費	74		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
前原公園北側出入口道路整備	61		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
休日診療等事業委託	33		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
小中学校既存施設改修工事	121		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
児童館指定管理業務費	108		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
市民ホール指定管理業務費	100		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
徴収率			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
区分			・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
市町村民税合計 (徴収猶予分を除く)	98.6		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
市町村民税	98.3		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
純固定資産税	99.0		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				
国民健康保険税(料)	89.9		・東京都市町村民職退職手当組合			合計	22,388,007	100.0	13,540,524	100.0	合計	21,791,232	100.0	15,885,806				

■会計別歳入歳出決算状況

(単位:千円)

		H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	市民1人 当たり	
一般会計	歳入総額	26,493,562	25,689,412	26,976,208	23,589,710	25,449,352	22,661,723	22,862,923	24,261,598	21,400,555	22,393,906	294	
	歳出総額	25,798,141	25,321,721	26,522,043	23,264,111	24,922,458	22,419,847	22,289,916	23,594,434	20,873,068	21,797,131	286	
	差引額	695,421	367,691	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	596,775	8	
特別会計	国民健康 保 険	歳入総額	4,123,823	4,387,254	4,470,787	4,806,684	5,036,802	5,262,302	5,683,064	6,183,309	6,573,418	7,033,427	92
		歳出総額	4,061,254	4,370,109	4,444,165	4,831,261	5,177,941	5,324,547	6,002,149	6,560,866	6,917,879	7,355,528	97
		差引額	62,569	17,145	26,622	△ 24,577	△ 141,139	△ 62,245	△ 319,085	△ 377,557	△ 344,461	△ 322,101	△ 4
	老人保健 医 療	歳入総額	4,333,239	4,699,135	5,202,088	5,308,409	5,364,944	5,505,777	5,329,868	5,539,298	5,417,466	5,194,685	68
		歳出総額	4,324,125	4,773,275	5,241,998	5,269,291	5,425,706	5,474,197	5,436,574	5,539,575	5,460,189	5,244,431	69
		差引額	9,114	△ 74,140	△ 39,910	39,118	△ 60,762	31,580	△ 106,706	△ 277	△ 42,723	△ 49,746	△ 1
	介護保 険	歳入総額				1,713,226	2,146,670	2,336,889	2,833,494	3,112,704	3,273,092	3,431,242	45
		歳出総額				1,595,302	2,086,513	2,335,650	2,723,067	3,071,450	3,181,369	3,291,495	43
		差引額				117,924	60,157	1,239	110,427	41,254	91,723	139,747	2
	公 共 下 水 道	歳入総額	2,011,264	1,793,068	1,697,098	1,787,739	1,655,247	1,834,809	1,770,153	1,754,926	2,240,886	1,787,830	23
		歳出総額	1,880,068	1,789,602	1,623,972	1,782,439	1,648,683	1,807,675	1,736,843	1,702,870	2,170,099	1,715,910	23
		差引額	131,196	3,466	73,126	5,300	6,564	27,134	33,310	52,056	70,787	71,920	1
	駐 車 場 業	歳入総額	60,546	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	69,745	67,770	63,948	1
		歳出総額	60,546	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	69,745	67,770	63,948	1
		差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託水 道 業	歳入総額	933,767	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	664,566	567,865	503,335	7	
	歳出総額	933,767	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	664,566	567,865	503,335	7	
	差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	歳入総額	37,956,201	37,544,892	39,313,850	38,052,374	40,546,492	38,713,263	39,307,994	41,586,146	39,541,052	40,408,373	531	
	歳出総額	37,057,901	37,230,730	38,799,847	37,589,010	40,154,778	38,473,679	39,017,041	41,203,506	39,238,239	39,971,778	525	
	差引額	898,300	314,162	514,003	463,364	391,714	239,584	290,953	382,640	302,813	436,595	6	

■普通会計決算状況

(単位:千円)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	市民1人 当たり
歳入総額	25,127,562	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	21,396,040	22,388,007	294
歳出総額	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	21,791,232	286
歳入歳出差引額	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	596,775	8
繰越財源	81,174	194,720	2,414	358	71,511	7,915	598	21,788	0	0	0
実質収支	614,247	306,070	451,751	325,241	455,383	233,961	572,409	645,376	527,487	596,775	8
単年度収支	150,029	△ 308,177	145,681	△ 126,510	130,142	△ 221,422	338,448	72,967	△ 117,889	69,288	1
積立金	225,749	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	113,676	243,922	3
繰上償還額	64,589	158,909	0	24,554	0	0	0	0	0	3,000	0
積立金取崩額	100,000	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	86,734	20,000	0
実質単年度収支	340,367	△ 492,189	213,699	△ 136,449	205,531	△ 343,276	522,122	△ 580,423	△ 90,947	296,210	4

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計、差引額が合わないことがあります。

■歳入決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
											市民1人 当たり
一般財源	14,781,161	14,821,844	15,546,820	15,402,874	15,666,921	14,562,636	13,883,923	13,599,554	13,771,908	14,604,043	192
地方税	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	10,748,675	11,391,579	150
地方譲与税	226,612	124,477	127,893	132,284	136,465	134,691	143,529	277,066	415,582	571,884	8
利子割交付金	228,934	199,059	187,531	472,034	472,642	180,064	138,364	115,451	105,823	114,129	1
配当割交付金								30,251	49,977	67,637	1
株式等譲渡所得割								31,290	73,066	60,325	1
地方消費税交付金	153,701	667,717	621,329	640,697	688,715	602,659	680,405	765,287	708,543	739,956	10
特別地方消費税交付金	550	667	483	211							0
自動車取得税交付金	191,764	161,748	143,225	150,834	161,439	140,301	175,262	155,839	166,881	172,545	2
地方特例交付金			460,694	545,748	540,020	548,848	524,568	507,687	511,096	390,215	5
地方交付税	1,842,713	1,929,331	2,542,669	2,395,711	2,381,606	1,893,632	1,469,825	1,099,695	980,456	1,083,070	14
普通交付税	1,574,785	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	740,335	856,037	11
特別交付税	267,928	289,645	320,023	331,023	311,053	281,035	265,112	246,154	240,121	227,033	3
交通安全対策特別交付金	12,441	12,313	12,344	10,734	11,757	11,668	12,530	12,108	11,809	12,703	0
特定財源	10,346,401	9,742,117	10,209,804	6,841,733	8,207,673	8,099,087	8,731,245	8,536,178	7,624,132	7,783,964	102
分担金及び負担金	265,165	272,954	244,166	126,121	110,138	120,032	105,083	121,930	111,190	90,454	1
使用料	212,766	224,962	230,062	220,301	231,926	245,413	261,087	270,057	274,733	275,858	4
手数料	71,738	87,943	92,854	107,018	105,827	107,399	106,783	119,790	339,584	392,174	5
国庫支出金	1,519,140	1,977,980	2,077,849	1,343,323	1,697,818	1,749,530	2,078,874	1,883,184	1,991,430	2,108,641	28
都支出金	3,475,195	3,096,613	2,776,650	2,134,380	2,270,819	2,177,928	2,112,045	2,115,472	2,099,426	2,179,358	29
財産収入	402,024	124,410	180,567	40,468	60,772	127,548	99,048	65,540	23,027	26,064	0
寄附金	64,745	19,023	58,511	17,054	71,812	31,160	51,963	127,965	35,648	17,218	0
繰入金	1,705,770	1,140,594	1,130,711	1,108,327	960,373	1,055,968	1,033,886	1,299,238	171,950	117,334	2
繰越金	485,218	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	7
諸収入	199,140	208,617	785,744	359,576	397,789	390,715	470,000	144,895	287,780	165,276	2
地方債	1,945,500	1,893,600	2,131,900	931,000	1,974,800	1,566,500	2,170,600	1,815,100	1,622,200	1,884,100	25
(うち減税補てん債)		(503,600)	(163,800)	(191,300)	(195,200)	(195,900)	(181,400)	(177,300)	(186,900)	(138,800)	2
(うち臨時税収補てん債)	(434,100)										0
(うち臨時財政対策債)					(337,300)	(720,800)	(1,582,500)	(1,145,000)	(875,500)	(820,000)	11
歳入総額	25,127,562	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	21,396,040	22,388,007	294

■市税歳入決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
											市民1人 当たり
個人市民税	6,839,303	6,368,116	5,966,911	5,739,422	5,726,122	5,638,158	5,423,293	5,233,000	5,358,649	5,897,073	77
法人市民税	396,020	323,526	277,600	288,050	451,619	303,352	290,628	322,729	324,365	465,619	6
固定資産税	3,480,392	3,617,240	3,743,120	3,622,377	3,696,121	3,728,624	3,611,700	3,704,553	3,763,280	3,741,830	49
軽自動車税	23,652	23,301	23,750	23,839	24,575	24,770	25,857	26,879	27,607	29,410	0
市たばこ税	397,271	382,283	401,711	400,659	403,175	395,688	476,130	405,695	360,431	354,453	5
特別土地保有税											0
都市計画税	987,808	1,012,066	1,037,560	980,274	972,665	960,181	911,832	912,024	914,343	903,194	12
市税歳入総額	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	10,748,675	11,391,579	150

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■目的別歳出決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
											市民1人 当たり
議 会 費	313,990	316,530	314,739	328,952	304,985	301,346	308,092	312,770	311,020	305,596	4
総 務 費	3,051,301	2,749,497	2,693,656	2,912,606	2,830,756	2,841,106	2,926,028	2,464,346	2,375,131	2,568,421	34
民 生 費	6,764,654	6,824,546	7,545,125	6,736,205	6,980,947	7,248,876	7,504,509	7,722,638	7,652,839	7,671,646	101
衛 生 費	2,196,784	2,324,174	2,586,836	2,415,577	2,722,175	2,531,706	2,479,832	2,387,879	2,316,802	2,308,137	30
労 働 費	74,644	70,500	73,591	121,340	72,444	67,629	60,403	59,937	64,795	58,170	1
農 業 費	26,235	26,956	22,634	23,107	23,725	25,296	25,938	23,659	31,700	22,269	0
商 工 費	201,516	186,079	258,108	104,329	89,907	92,992	92,370	90,341	67,374	74,260	1
土 木 費	5,339,000	4,956,330	4,150,877	2,621,666	2,763,019	3,148,189	2,489,276	2,202,099	1,515,734	1,700,577	22
消 防 費	1,133,458	1,112,178	1,105,895	1,126,636	1,213,054	1,156,586	1,142,157	1,160,149	1,147,139	1,128,828	15
教 育 費	3,021,632	2,920,605	4,105,696	2,985,599	3,752,738	2,415,234	2,419,064	2,629,738	2,884,614	3,301,117	43
公 債 費	2,277,842	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	2,501,405	2,652,211	35
諸 支 出 金	31,085	91,623	1,531	209	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 総 額	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	21,791,232	286

■性質別歳出決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
											市民1人 当たり
義 務 的 経 費	10,817,943	11,304,394	11,398,374	10,910,358	10,783,949	10,801,971	10,969,397	10,976,627	10,781,666	10,804,953	142
人 件 費	5,774,920	5,784,657	5,802,194	5,919,392	5,685,798	5,477,728	5,336,109	5,249,836	5,012,005	4,899,300	64
うち職員給	4,353,263	4,367,045	4,310,956	4,274,635	4,118,729	3,953,445	3,820,385	3,720,422	3,542,255	3,378,185	44
扶 助 費	2,765,197	3,035,584	3,152,409	2,448,184	2,504,201	2,733,356	3,038,796	3,311,779	3,268,256	3,253,442	43
公 債 費	2,277,826	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	2,501,405	2,652,211	35
そ の 他 経 費	8,516,009	8,691,975	9,690,548	9,193,101	9,645,468	9,857,092	9,835,283	9,365,994	8,912,055	9,137,578	120
物 件 費	2,856,533	2,901,320	2,920,010	2,914,857	3,135,271	3,202,504	3,233,423	3,337,482	3,085,822	3,175,352	42
維 持 補 修 費	84,767	84,341	94,999	112,202	99,737	84,715	93,460	94,226	84,052	75,194	1
補 助 費 等	3,119,825	3,392,963	3,396,191	3,247,399	3,435,687	3,515,287	3,419,917	3,365,178	3,145,518	3,097,926	41
積 立 金	692,599	406,093	1,313,235	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	146,627	361,035	5
投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	103,140	62,318	86,746	73,546	93,458	44,185	2,260	669	340	450	0
繰 出 金	1,659,145	1,844,940	1,879,367	2,314,973	2,400,785	2,490,626	2,419,777	2,440,079	2,449,696	2,427,621	32
投 資 的 経 費	5,098,189	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	1,174,832	1,848,701	24
普通建設事業費	5,098,189	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	1,174,832	1,848,701	24
補助事業費	774,909	699,298	343,347	517,189	809,533	903,001	554,828	405,996	539,578	733,034	10
単独事業費	3,684,496	2,784,875	3,652,343	1,292,743	2,108,750	857,783	682,653	719,951	635,254	1,115,667	15
その他事業費	638,784	582,629	217,847	5,617	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 総 額	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	21,791,232	286

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■基金の状況

(単位:千円)

		H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
												市民1人 当たり
財政調整基金	積立額	225,749	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	113,676	243,922	3
	取崩額	100,000	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	86,734	20,000	0
	年度末残高	868,893	525,972	593,990	559,497	634,886	513,032	696,706	43,316	70,258	294,180	4
減債基金	積立額	390,055	271,952	1,188	891	221	100,193	65,160	32	67	100,011	1
	取崩額	0	0	136,000	200,000	0	170,000	223,000	100,000	0	10,000	0
	年度末残高	400,055	672,007	537,195	338,086	338,307	268,500	110,660	10,692	10,759	100,770	1
特定目的基金	積立額	76,795	14,062	543,419	178,726	224,920	176,436	193,612	127,994	32,884	17,102	0
	取崩額	947,691	660,000	546,734	314,644	538,556	302,000	365,600	221,243	65,000	65,000	1
	年度末残高	1,921,887	1,275,949	1,272,634	1,136,716	823,080	697,516	525,528	432,279	400,163	352,265	5
保健福祉施設等建設基金	積立額	5,415	3,093	654	201	60	55	10,032	317	14	15	0
	取崩額	428,000	240,000	250,000	42,400	97,600	8,000	4,000	0	0	0	0
	年度末残高	643,079	406,172	156,826	114,627	17,087	9,142	15,174	15,491	15,505	15,520	0
清掃施設建設基金	積立額	4,722	2,408	407,092	164,018	197,959	103,252	103,740	31	68	14	0
	取崩額	290,000	290,000	150,000	150,000	272,000	244,000	260,900	100,000	0	0	0
	年度末残高	502,568	214,976	472,068	486,086	412,045	271,297	114,137	14,168	14,236	14,250	0
都市整備基金	積立額	561	321	98	122	16	13	30,390	19	36	3	0
	取崩額	30,000	10,000	0	8,000	0	0	10,000	65,243	0	0	0
	年度末残高	65,285	55,606	55,704	47,826	47,842	47,855	68,245	3,021	3,057	3,060	0
緑化基金	積立額	63,451	6,465	64,976	13,699	26,760	73,074	49,379	127,589	32,623	16,955	0
	取崩額	69,500	120,000	40,000	30,000	42,000	50,000	89,500	56,000	65,000	65,000	1
	年度末残高	351,882	238,347	263,323	247,022	231,782	254,856	214,735	286,324	253,947	205,902	3
博物館建設基金	積立額	2,014	1,670	465	516	90	36	59	32	117	94	0
	取崩額	10,000	0	106,000	34,956	106,000	0	1,200	0	0	0	0
	年度末残高	338,080	339,750	234,215	199,775	93,865	93,901	92,760	92,792	92,909	93,003	1
図書館建設基金	積立額	120	101	36	39	18	6	12	6	26	21	0
	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末残高	20,265	20,366	20,402	20,441	20,459	20,465	20,477	20,483	20,509	20,530	0
少子化対策事業基金	積立額	0	0	70,096	131	17						
	取崩額	0	0	0	49,288	20,956						
	年度末残高	0	0	70,096	20,939	基金廃止						
宅地開発関連公共施設整備基金	積立額	512	4	2	0	0						
	取崩額	120,191	0	734	0	0						
	年度末残高	728	732	0	0	基金廃止						
土地開発基金	積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取崩額	640,000	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	299,700	0	0	0
	年度末残高	1,320,000	1,320,000	1,120,000	920,000	720,000	520,000	320,000	20,300	20,300	20,300	0
合計	積立額	692,599	406,093	855,625	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	146,627	361,035	5
	取崩額	1,687,691	1,123,000	1,125,734	1,099,644	918,556	1,037,000	1,012,600	1,274,667	151,734	95,000	1
	年度末残高	4,510,835	3,793,928	3,523,819	2,954,299	2,516,273	1,999,048	1,652,894	506,587	501,480	767,515	10

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■市債残高の状況

(単位:千円)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
											市民1人 当たり
一般公共事業債	1,301,073	1,258,715	1,200,218	1,140,363	1,115,395	1,091,304	1,045,485	1,121,653	1,040,853	803,692	11
一般単独事業債	3,866,915	4,264,975	5,442,761	5,477,996	5,391,962	5,258,416	5,081,661	4,716,417	4,326,166	4,219,429	55
義務教育施設整備事業債	2,686,013	2,566,672	2,326,125	2,211,157	2,547,420	2,270,584	1,989,157	1,800,317	1,940,973	2,200,457	29
災害復旧事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物処理事業債	403,451	374,307	343,898	312,170	313,665	279,125	243,085	201,306	157,854	112,658	1
厚生福祉施設整備事業債	4,543,573	4,394,087	4,134,724	3,865,419	3,585,677	3,294,976	3,008,466	2,723,193	2,454,717	2,204,998	29
公共用地先行取得事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政対策債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源対策債	225,665	238,135	293,508	294,321	293,307	334,874	335,686	306,770	285,369	314,048	4
減収補てん債 (S57.61,H5~7.9~13年度分)	531,923	633,269	683,192	848,076	845,730	787,885	717,039	636,500	555,962	475,423	6
臨時財政特例債	139,120	131,948	124,397	116,447	108,076	99,260	89,978	80,203	69,907	60,241	1
公共事業等臨時特例債	131,512	111,856	91,347	69,946	47,615	24,314	0	0	0	0	0
減税補てん債	3,180,682	3,531,432	3,536,019	3,561,478	3,583,932	3,574,959	3,535,359	3,526,645	3,455,081	3,316,485	44
臨時税収補てん債	434,100	434,100	434,100	424,952	403,388	381,353	358,836	335,828	312,317	288,292	4
臨時財政対策債	0	0	0	0	337,300	1,058,100	2,640,600	3,785,600	4,644,941	5,296,207	70
調整債	134,023	124,145	113,718	102,712	91,093	78,826	65,876	52,204	37,768	32,166	0
減収補てん債 (H14年度分)	0	0	0	0	0	122,000	122,000	122,000	117,308	107,923	1
都貸付金	6,890,334	6,737,185	6,645,915	6,192,447	6,132,449	5,870,360	5,553,926	5,407,442	5,111,808	4,855,767	64
特定資金公共事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債残高総額	24,468,384	24,800,826	25,369,922	24,617,484	24,797,009	24,526,336	24,787,154	24,816,078	24,511,024	24,287,786	319
(うち減収補てん債)	926,385	993,115	1,007,230	1,135,115	1,095,769	1,122,923	1,015,077	897,539	775,308	648,385	9

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■財政指数の状況

(単位:千円)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
基準財政需要額	10,972,422	11,184,383	11,262,293	11,406,044	11,293,569	10,835,028	9,922,588	9,825,152	9,836,012	10,166,670
(臨時財政対策債振替前)					11,630,900	11,587,948	11,505,128	10,970,163	10,711,570	10,989,687
基準財政収入額	9,387,783	9,537,634	9,032,429	9,341,356	9,286,339	9,215,763	8,689,737	8,971,611	9,104,281	9,310,633
標準財政規模	14,044,168	14,310,119	14,218,800	14,472,719	14,404,039	13,850,935	12,739,996	12,761,927	12,737,207	13,070,912
財政力指数	0.913	0.875	0.837	0.825	0.814	0.831	0.850	0.880	0.905	0.918
(単年度)	0.856	0.853	0.802	0.819	0.822	0.851	0.876	0.913	0.926	0.916
実質収支比率	4.4%	2.1%	3.2%	2.2%	3.2%	1.7%	4.5%	5.1%	4.1%	4.6%
経常一般財源比率	96.7%	94.9%	100.2%	97.8%	100.3%	96.6%	100.3%	98.0%	99.6%	103.6%
実質公債費比率									17.9%	17.8%
公債費比率	14.0%	13.7%	14.6%	14.8%	14.8%	14.8%	15.3%	14.2%	15.3%	15.6%
起債制限比率	11.1%	12.1%	12.9%	13.2%	13.5%	13.5%	13.1%	13.1%	13.4%	14.2%
公債費負担比率	13.4%	14.7%	14.3%	14.9%	15.1%	15.2%	15.3%	14.4%	15.7%	16.1%
減税補てん債・臨時財政対策債を蔵入経常一般財源等に加えた経常収支比率	95.2%	97.7%	97.3%	98.4%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%	100.2%	96.2%
減税補てん債・臨時財政対策債を蔵入経常一般財源等に加ええない経常収支比率	98.3%	101.4%	98.4%	99.7%	99.1%	109.0%	112.3%	114.9%	108.6%	103.0%

財政用語解説

出典：「地方財政小事典」（ぎょうせい）

財政用語（50音順）

一般会計 地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計である。一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

一般会計は、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、その意味では地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計ということが出来る。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費は一般会計に計上される。

地方公共団体の会計は単一会計主義といわれるように、本来単一の会計によって経理されるのが理想とされるが、現在のように行政の活動範囲が広範多岐にわたってくると単一の会計ではその内容がかえって複雑になり、内容も理解しにくく、会計処理も困難になってくるため、会計を一般会計と特別会計に区別できることとなっている。

一般財源 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税、（地方消費税交付金）及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましく、最近の地方財政の決算状況を見ると、国庫支出金や地方債等の特定財源の占める比率が低下し、相対的に一般財源の比率は高まりつつある。

会計年度 会計年度とは、地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいう。

地方公共団体の会計年度は、国と同様、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

会計年度が設けられた趣旨は、一定期間を単位とした財政的な計画のもとに、経済的な活動を規制し、その実

績を明確にしようとしたことである。つまり、地方公共団体の収入支出のくぎりをなす期間、いわば予算の効力のある期間であって、予算の編成及び執行上の時間的な限界であるという意味である。

地方公共団体の財政計画を1年の期間をもって整理区分している以上、その期間において起こった収入と支出は、一切当該期間内に整理し、完結し、他の年度に影響を及ぼさない建前が必要である。したがって、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとし、会計年度独立の原則をとっている。

基金 基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされている。

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（例えば学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債を償還するために積み立てる現金等）、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの（例えば資金の貸付又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等） - との2種類に大別することができる。

起債制限比率 起債制限比率とは、地方債の累増に伴い元利償還のための公債費が増大することが、当該団体の財政を圧迫するとし、それに歯止めをかけるために用いられる指標であり、昭和52年以降ほぼ現行の起債制限比率による制限がなされていた。起債制限比率の算出方法については、平成17年度地方債許可方針のなかで規定されている。平成18年度から起債制限等は実質公債費比率によることとされたが、当分の間、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、平成17年度の地方債許可方針に定める起債制限比率が20%未満であった団体については、当該団体の公債費負担適正化計画の内容、その実施状況に応じ、地方債の許可を行うものとされている。

基準財政収入額 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額である。具体的には、各収入項目ごとに特定の算式により算定した

額の合算額である。

基準財政収入額は、基準財政需要額が地方公共団体の実際の財政需要を示すものでないと同様に、地方公共団体の徴収実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものである。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を客観的、合理的に測定したもとして、財政力指数や標準税収入額等の算定に活用されている。

基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。具体的には個別算定経費と包括算定経費の2つの合算額であり、個別算定経費は各行政項目ごとに、包括算定経費は人口と面積によって次の算式で算出される。

基準財政需要額 = 単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数)

義務的経費 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない経費をいうが、極めて硬直性の強い経費である。

歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属するが、なかんずく人件費、扶助費、公債費の三つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。

歳出の構成において経常的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されることとなるが、この経常的経費すなわち先の述べた6項目の費目のうち、人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強くなり、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

繰上充用 会計年度経過後その会計年度の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができる。これを「繰上充用」という。

繰上充用は会計年度独立の原則の例外をなすものであり、手続としては必要な額を翌年度の歳入歳出予算に組込みが必要であり、その時期は会計年度経過後出納整理期間に行うのが通例である。

繰入金 地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語として、繰入金という用語を使用している。

繰入金は一般会計の歳入款項区分によれば特別会計繰入金、基金繰入金、財産区繰入金(市町村のみ)に分かれている。

繰越金 一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純剰余金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき繰越金の二つに分けられる。

地方公共団体において決算上の剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないこととされているが、この翌年度歳入に編入される剰余金は、繰越金として受け入れることとなっている。

繰出金 繰出金とは、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費である。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

繰出金の例としては、一般会計から公営企業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費等の補助のため支出されるもの等がある。

形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額を形式収支という。

形式収支は出納閉鎖期日における当該年度に収入された現金と支出された現金との差額すなわち現金主義による表示である。当然歳入決算額が歳出決算額を上回れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。

経常一般財源 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用し得る収入を経常一般財源という。

具体的には、普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないものをいう。

歳入総額又は一般財源総額のうち占める経常一般財源の割合により、当該団体の収入の安定性を財政上の自立性がどの程度確保されているかを推測することができる。また、経常一般財源を標準財政規模と比較する

ことによって、歳入構造が判断される。

経常一般財源比率 標準財政規模に対する経常一般財源の割合を経常一般財源比率という。

標準財政規模は交付税における需要、収入計算を基礎として算定される標準的な経常歳入の規模を表し、経常一般財源は経常的に収入される現実の一般財源の額であるから、この両者を比較することにより当該団体の歳入構造の内容を判断することができる。

この比率は「100」を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、したがって歳入構造に弾力性があることが示される。

経常収支比率 経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100(\%)$$

要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

経常的な経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的な経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。

経常収支比率は、一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられ、これが各々5%を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面行政活動の多様化等から、人件費等経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況である。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

決算統計 決算統計は、地方財政状況調査の一環として、総務省により毎年定期的に行われている。決算統計は、地方公共団体の決算に関する統計であるが、これは予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかをみるための基礎となるもの

であり、地方財政全体の毎年度の執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも最も基本的かつ重要な統計の一つである。

減債基金 地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第241条の規定に基づいて設けられる基金の一つである。

公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、この償還を計画的に行うために資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金である。

公債費比率 地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいる。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担となるので、その限度をどこに求めるかが常に問題となる。これを計数的に見ようとするのが公債費比率であり、通常財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

交付団体・不交付団体 普通交付税の交付を受けるとする団体を「交付団体」といい、交付を受けない団体を「不交付団体」という。

地方交付税法の規定により算定した基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足団体が原則として交付団体となる。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積み立てる基金である。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期し得ない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に

余裕のある年度に積み立てておくことが必要である。

財政力指数 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

市町村民税 市町村民税は、固定資産税とともに市町村税の大宗をなす税であって、個人及び法人等に対し、「均等割」又は「均等割及び所得割若しくは法人税割の合算額」によって課税される。市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれる。

市町村民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する個人、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者、市町村内に事務所又は事業所を有する法人、市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人又はみなし法人でその市町村内に事務所又は事業所を有しないもの、市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものでみなし法人以外のもの - である。

以上のうち、
、
、
の場合は均等割額についてのみ納付義務がある。

実質公債費比率 地方税や普通交付税等の一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債費相当額から普通交付税が措置されている額を控除した額の占める割合の前3ヶ年度の平均値をいう。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、都道府県知事の許可が必要となる。

実質収支 実質収支とは、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源、すなわち継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、支払繰延に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額をいう。

実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して、

本来当該年度に属する支出（翌年度への繰越額）を債務要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入（翌年度への繰越額に係る未収入特定財源）を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントである。地方公共団体は営利を目的として存在するものではない以上、実質収支において黒字の額が多いほど良いといえるものではない。この意味において、適度の剰余とは、後年度の財源調整の範囲内に求められるべきであって、経験的にはおおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいと考えられ、それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てられるべきものである。

実質収支比率 標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率という。

実質収支が黒字の場合、当該比率が適正か否かは、当該団体の財政規模とか、現在の当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されるところが大きいが、経験的にはおおむね標準財政規模の3~5%程度が望ましいと考えられている。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率が一定の限度を超える比率の団体は、早期是正措置が発動され、起債の際に都道府県知事の許可が必要になる。

実質単年度収支 単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。

これらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。例えば財政調整基金への積立金とか、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば当然実質収支はそれだけ黒字額が増加していたはずである。また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素である。

このように当該年度に、これらの黒字、赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。

純計 地方公共団体の各会計を単純に合計して財政規模を把握するのでは、各会計相互間の出し入れ部分について重複することとなる。したがって、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分かれ、

各会計は相互に複雑な出し入れ関係を伴っている。例えば普通会計に属する会計において、公営事業会計等のような普通会計に属さない会計の公債費や普通建設事業の負担をすることがある。当然、この負担に伴う国庫支出金や、その他の収入が計上されている場合も負担（支出）と同じく収入自体も公営事業会計に移し替えなければ純計は求め得ないこととなる。

要するに、一般会計や特別会計を単純に合計しただけでは、相互に重複する部分が必要あり、それだけ実際の財政規模よりも膨らむこととなるため、各会計間の重複を控除する必要が生じるわけである。

性質別分類 地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類することを性質別分類という。これは予算及び決算における「節」の区分を基準としたものである。

地方公共団体の経費（歳出）の性質別分類は、当該団体の財政の体質を分析する上に必要欠くべからざるものであって、この分類の結果から財政運営の指針を見出すことができるものである。

単年度収支 単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。

実質収支は前年度以前からの収支の累積である。したがって、その中には前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれていることとなる。当該年度だけの収支を把握する場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。

地方公共団体 地方公共団体とは、一定の地域を基礎として、その地域内の住民を人的構成要素として、その地域内における行政を行うために、憲法上保障された自治権を行使することを目的とする法人をいう。地方自治法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に大別し、前者には都道府県及び市町村が、後者には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団がある。

地方交付税 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂

行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれている。普通交付税は、地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と算定の時期的な関係等から、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものである。

地方債 地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるものをいう。また、地方債を起こすことを起債という。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賅うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を負担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とするものである。

積立金 積立金には、地方自治法第241条の規定に基づき特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費を計上する。

積立金とは、一般に、財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

投資的経費 投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費という。

経費の支出効果がどの程度後年度の住民にサービス提供の効用を及ぼすことができるかどうか、に着目した

経費の性質別分類の一方法であって、これに対応する分類としては消費的経費がある。

投資的経費は、生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質的経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費 - が挙げられる。

特定財源 財源の用途が特定されているものを特定財源という。

特定財源に分類されるものとしては国庫支出金（都道府県支出金）、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち用途が特定されているもの等である。

地方債は建設事業の財源として借り入れるものであり、当然用途は指定されている。分担金、負担金は地方公共団体が受益者から、当該事業の分担負担費用として徴収するものである。使用料は行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し、維持管理費又は減価償却費の限度内で使用者から徴収するものであり、手数料は特定の者のためにする事務に要する経費相当分を徴収することになっている。寄附金のうち特定財源扱いにされるものは、寄附者が寄附を行うに際してその用途を指定して寄附をし、地方公共団体もこの条件を認めて寄附採納を行った場合が該当する。

特別会計 特別会計は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計である。

特別会計の設置は、単一会計主義の例外をなすものであり、真に会計処理上必要とされるものだけに留めるべきであって、みだりにこれを認めることは予算の統一的な経理を阻害することとなる。このため地方自治法にも「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に設置できると規定されている。「特定の事業」とは地方公営企業等を行う場合などである。

普通会計 普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計に範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、したがって地方自治法等の法律によって規定されているものではない。

地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計によって構成されている。

一般会計には、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、すなわち議会費、総務費、民生費、警察費、教育費等地方公共団体の存立の本来の目的そのもの

の事務を処理するために要する経費は通常一般会計予算に計上される。

他方、交通や病院、水道などの「特定の事業を行う場合」とは、あるいは「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務付けられているもの以外は条例によって特別会計を設置できるものとされている。

目的別分類 地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することを経費の目的別分類という。これは予算及び決算における款、項の区分を基準とした分類である。

目的別分類は、地方公共団体の行政目的別、換言すると各部課ごとの大まかな予算の比重を知ることができ分類方法であって、予算を議会において審議する際には重要な意義を有するが、財政分析手法としては性質別分類の方が重要である。

予算 予算とは、一般的には一定期間における収入及び支出の見積であるが、地方公共団体の予算は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを、総括した概念である。これは歳入歳出予算に直接関連するもの、又は将来必ず財政負担を伴い実質的に予算となるものについて、その全貌を把握することが予算審議上からも実体的意義からも必要であるとの考えによるものである。

歳入予算は単に収入の見積であるが、歳出予算は見積であると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力がある。

予算の執行 予算が成立した場合、予算の執行権者はその責任において執行を開始することとなるが、この成立した予算に基づき収入、支出を実行する一切の行為を予算の執行という。

歳入は、歳入の基本理由となる法令や契約等に基づいて徴収され、収納されるものである。したがって、予算面における歳入は一応の見込みに過ぎないものであり、予算額のとおり収納しなければならないという絶対的な義務を負うものではない。

歳出予算は、成立した予算の目的に従ってその範囲内において執行する必要がある。このように、予算の歳入

と歳出ではその拘束力において異なる。

予算の編成

地方公共団体の予算編成は、おおむね編成方針の決定、 予算要求書の提出、 査定、 組立て、 議会への提出 - という順序によって行われる。

予算の編成権は、地方公共団体の長に専属するものである。これは地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理に適正を期する趣旨に出たものであり、議会に予算を提出する権限を地方公共団体の長に専属せしめていることと一体をなすものといえる。

予算の編成方針は、予算編成に当たっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を当該団体の幹部会議等で承認を受けたいえ決定されることが普通であるが、編成方針の決定に当たって留意すべき事項としては、次に点が挙げられる。

住民が何を要望しているかを公正に把握することにより施策を決定すること、 予算編成は健全財政を貫くこと、 消費的経費、 経常的経費の節減に努めること、 国の予算編成方針等を十分検討し参考とすること、 地方公共団体と密接な関係を有する地域経済の見通しや国の経済動向について十分な考慮を払うこと - である。

要求書の提出は、予算編成方針に基づき各部局から財政主管部局にあらかじめ定められた様式により提出される。この際予算要求と関連する条例、規則等の制定改廃については予算との関連を調整しなければならない。

予算の査定は、各部局からの予算要求につき財政主管部局が説明を聴取しながら長の施政方針、財政の状況、効率的な行政運営の確保等あらゆる検討を加えて行う。この予算査定は担当から課長、部長と段階的、覆審的に繰り返され最後に長が決定することとなる。

予算の組立ては、査定の終了後、財政担当部局が査定の趣旨に基づき計数整理を行い、歳入歳出予算の性質、目的等によって議案形式の予算を組み立てることとなる。予算調製の様式は一定されており、予算書とともに議会に提出する予算説明書も同時に作成することとなる。

予算の議決は、議会の持つ最も重要な権限の一つである。予算案が長から提出された場合、議会はこれを議決しなければならない。予算は議会の議決又は地方公共団体の長の専決処分により何らの手続をとることなく直ちに成立し効力を持つこととなる。

類似団体

毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表という類型別の類似団体をいう。

類似団体別市町村指数表では、人口、産業構造の2要素の組み合わせによって、都市を20の類型に、町村を15の類型に分類し、各類型の中から、多額な赤字や災害等の特殊事情がなく、又は収益事情が著しく多額でない標準的な財政運営を行っている団体を抽出し、財政指数の平均値を各類型別に取り上げている。

登録番号（刊行物番号） H19-24

財政のあらまし 平成 18 年度決算

平成 19 年 11 月発行

発行 狛江市

編集 狛江市企画財政部企画経営室
狛江市和泉本町 1-1-5

電話 03-3430-1111

頒布価格 80 円

印刷 庁内印刷